

第5号議案

「容量確保契約約款」および
「容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）」
の改定版公表について

第34回容量市場の在り方等に関する検討会において議論を行い、ベースラインの当日調整対象時間を「4時間前から1時間前まで」から「5時間前から2時間前まで」へ変更することとした。

それに伴い、「容量確保契約約款」（2021年7月1日公表）と「容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）」（2021年11月17日公表）の当該箇所を改定し、公表する。

以上

別紙1：容量確保契約約款 改定版

別紙2：本機関ホームページでの公表イメージ「容量市場 容量確保契約約款の改定版公表について」

別紙3：容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）改定版

別紙4：本機関ホームページでの公表イメージ「容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）の改定版公表について」

別紙5：ベースラインの当日調整対象時間の変更について

別紙 1

容量確保契約約款

2021 年 12 月

電力広域の運営推進機関

(変更履歴)

2020年 6月 施行

2021年 7月 変更

2021年 12月 変更

目次

第1章 総則.....	4
第1条 適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 定義	4
第4条 契約期間	4
第5条 単位および端数処理.....	4
第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催.....	4
第2章 容量確保契約金額.....	6
第7条 容量確保契約金額の算定.....	6
第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求.....	6
第3章 権利および義務.....	7
第9条 需給バランス評価.....	7
第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い.....	7
第11条 電源等差替.....	7
第12条 市場退出	7
第13条 市場退出時の経済的ペナルティ.....	8
第14条 実需給期間前のリクワイアメント.....	9
第15条 実需給期間前のアセスメント.....	9
第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ.....	10
第17条 実需給期間中のリクワイアメント.....	11
第18条 実需給期間中のアセスメント.....	12
第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ.....	15
第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限.....	16
第21条 金員の移動.....	16
第22条 容量確保契約金額の精算.....	17
第23条 不可抗力が生じた場合の特則.....	17
第24条 参入ペナルティ.....	17
第4章 契約の変更等.....	18
第25条 契約の変更.....	18
第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡.....	18
第27条 契約の解除.....	18
第5章 一般条項.....	20
第28条 免責	20
第29条 守秘義務	20
第30条 個人情報の取扱い.....	20
第31条 反社会的勢力との関係排除.....	21
第32条 準拠法	21
第33条 合意管轄裁判所.....	22
第34条 誠実協議	22

附則（2020年6月30日）	23
第1条 適用対象	23
第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出	23
第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ	23
附則（2021年7月1日）	25
第1条 適用対象	25
第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置	25
第3条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ	26

別紙 ベースラインの算定方法

別添 用語の定義

第1章 総則

第1条 適用

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む）および本約款で構成されるものとします。

第2条 約款の変更

本機関は、電気事業法その他の法令の改正等により本約款を変更する必要がある場合、本約款を変更することがあります。その場合、本約款の変更後の本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。

第3条 定義

本約款における用語の定義は、別添「用語の定義」に定めます。なお、特段の定めのない用語については、本機関が定める定款、業務規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱および容量市場業務マニュアルにおける用語と同一の意味を有するものとします。

第4条 契約期間

本契約の契約期間は、オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、オークション募集要綱に基づく実需給年度の末日までとします。

第5条 単位および端数処理

1. 本契約における単位および端数処理は次の各号に定めるとおりとします。
 - ① 設備容量
原則として、1キロワット(kW)とし、その端数は切り捨てます
ただし、設備容量が1,000kW未滿となる場合の単位は0.1kWとします
 - ② 容量確保契約容量（以下「契約容量」という）の単位は1kWとし、その端数は切り捨てます
 - ③ 価格その他の金額について
特段の記載が無い限り、消費税等相当額を含みません
また、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます
2. 本契約に基づく計算に際しては、その過程において、端数処理は行わないものとします。

第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催

1. 本機関は、実需給年度の想定需要や第12条に示す市場退出の発生状況等を考慮し、必要がある場合には、実需給年度の1年度前において、以下の各号に掲げる追加オークションを実施する場合があります。

- ① 調達オークション
必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークション
 - ② リリースオークション
必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した本契約に定められた容量を売却する容量提供事業者を募集するオークション
2. 本機関は、メインオークションおよび追加オークションで確保した供給力から、将来における需給ひっ迫のおそれその他安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合またはその他本機関が必要と認めた場合には、特別オークションを開催することがあります。

第 2 章 容量確保契約金額

第 7 条 容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額 ＝ 契約単価 ^{※1} × 契約容量 － 第 16 条第 1 項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ ^{※2}

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

2. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。
3. 第 1 項に基づき算定された容量確保契約金額を 12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。
4. 前項にかかわらず、対象実需給年度が 2025 年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において 42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、第 1 項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率 20%^{*}を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を 0%として 1 計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

第 8 条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、実需給年度の 9 月から翌年 8 月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第 19 条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティおよび第 27 条 3 項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。
2. 前項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の 9 月から翌年 8 月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

第3章 権利および義務

第9条 需給バランス評価

本機関は、翌日計画、気象情報その他必要な情報に基づき、実需給の前日に需給バランス評価を行い、30分ごとに平常時と需給ひっ迫のおそれがある時に区分し、その結果を公表し、以降、これを見直して公表します。

第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 安定電源提供者および変動電源（単独）提供者は、本機関に対し、実需給月の前月末までに、翌月の容量停止計画を提出するものとします。
2. 安定電源提供者および変動電源（単独）提供者は、前項に基づき提出した容量停止計画に変更が生じた場合には、速やかに、本機関に対し、変更後の容量停止計画を提出するものとします。
3. 本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。
 - ① 実需給の2年度前に提出された容量停止計画に記載された期間
 - ② 実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間
 - ③ 上記②以降、前週火曜日17時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間
 - ④ 上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合
 - ⑤ 容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された休日または夜間における停止*期間
※停止：発電の停止および発電の出力抑制の総称
4. 本機関は、次の各号に掲げる期間について、計画外停止の期間として扱います。
 - ① 計画停止期間以外の停止期間
 - ② 容量停止計画に記載された停止期間のうち、属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない期間

第11条 電源等差替

1. 容量提供事業者は、電源等差替を行うことができるものとします。
2. 前項の電源等差替を行うにあたっては、別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

第12条 市場退出

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。
 - ① 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、容量提供事業者が第11条に示す電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量
 - ② 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替を行った容量が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から差替

後の容量を差し引いた容量

- ③ オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量
 - ④ 電源等の区分が安定電源の場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申合書を締結しない場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑤ 電源等の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑥ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストを受けるための電源等リスト提出の期限までに電源等リストを提出しない場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑦ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、本機関が指定した期限までに実効性テストの結果を本機関に提出しない場合または本機関が認める他の実績を提出しない場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑧ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から実効性テストの最終結果を差し引いた容量
 - ⑨ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑩ 契約電源が FIT 電源または FIP 電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量（ただし、容量提供事業者の申告により明らかとなった場合、一部退出を認める場合がある）
 - ⑪ 前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量
2. 契約電源の契約容量の一部が市場退出した場合、市場退出した電源の契約容量を控除したものを新たな契約容量とします。
 3. 本契約に定められた契約電源の契約容量の全量が市場退出した場合、本契約は終了するものとします。その場合、容量提供事業者と本機関は別途解約合意書を締結するものとします。

第 13 条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第 12 条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

- ① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合

経済的ペナルティ^{※1} = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価^{※2} × 5%

- ② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合

経済的ペナルティ^{※1} = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価^{※2} × 10%

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

2. 前項第1号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に返金を行います。
- ① 調達オークションが開催されなかった場合
返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
 - ② 調達オークションが開催され、調達オークションの約定価格がメインオークションの約定価格以下となった場合
返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額
 - ③ 調達オークションが開催され、調達オークションの約定価格がメインオークションの約定価格×105%未満となった場合
返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額－市場退出した電源等の容量
× (調達オークションの約定価格－メインオークションの約定価格)

第14条 実需給期間前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

- ① 電源等の区分が安定電源の場合
 - (1) 容量停止計画の調整
実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること
※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修
 - (2) 契約の締結
安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること
- ② 電源等の区分が変動電源の場合
 - (1) 容量停止計画の調整
実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること
ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします
※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修
- ③ 電源等の区分が発動指令電源の場合
 - (1) 実効性テスト結果等
実需給年度の2年度前に、契約容量以上となる実効性テストの最終結果およびこれに準ずるものを本機関に提出すること
ただし、実効性テストの最終結果に準ずるものは、実効性テスト実施と同一年度に属地一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります

第15条 実需給期間前のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

- ① 電源等の区分が安定電源の場合
 - (1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します
 - (2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しているかを確認します
 - ② 電源等の区分が変動電源の場合
 - (1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします
 - ③ 電源等の区分が発動指令電源の場合
 - (1) 実効性テスト結果等

実効性テストの結果等を本機関に提出したか確認します

なお、実効性テストの評価は、第 18 条第 1 項 3 号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を 3 で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの最終結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。
2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。
- ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
 - ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
 - ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第 16 条 実需給期間前の経済的ペナルティ

本機関は、第 15 条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

- ① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合
 - (1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

 - i 追加設備量^{※1}を利用する場合

契約単価^{※2} × 契約容量 × 0.3%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}
 - ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価^{※2} × 契約容量 × 0.6%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は

切り捨てして算定したもの

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の 1.5 倍のペナルティを科す場合があります

② 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 契約の締結

容量提供事業者が、調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または実需給期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、本号のペナルティを科さない場合があります

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います

i 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が 1,000kW 未満の場合

契約容量の全てを、第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

ii 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合

実効性テスト未達成量に相当する、契約容量の一部を第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

第 17 条 実需給期間中のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ (180 日相当) を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします

- i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合
 - ii 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された時間帯は除く）
 - iii 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
 - iv 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合
 - v その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合
- (3) 電気の供給指示への対応

実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません

- i 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- ii 属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合
- iii その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が 2025 年度以降において、非効率石炭火力電源については実需給期間中における年間設備利用率を 50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

※自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発電指令の概要は以下のとおりとします

- i 年間発動回数 = 12 回（1 日の上限は 1 回）
- ii 発動指令 = 応動の 3 時間以上前
- iii 継続時間 = 3 時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く 9 時～20 時の間）

第 18 条 実需給期間中のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場

業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

・当該電源等の計画停止コマ相当数[※] =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量
※計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

・当該電源等の計画外停止コマ相当数[※] =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量
※計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に入札しているか確認します

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします

・リクワイアメント未達成量^{※1} = 発電余力 - 卸電力取引所等に入札した容量^{※2}

・発電余力^{※1} = アセスメント対象容量 - 発電計画

※1：負値となる場合は零とします

※2：提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約等の妥当性が確認できない場合は発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者からの電気の供給指示への対応有無を確認します

なお、電気の供給指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します

・年間設備利用率^{※1} =

{計量値(送電端)^{※2} - 需給ひっ迫時の計量値(送電端)^{※2, ※3}} ÷ (契約容量^{※4} × 8,760時間^{※5})

※1：%表記で小数点以下を切り上げ

※2：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計量値(発電端)に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値(送電端)相当を算定します

※3：前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象

※4：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します

※5：対象実需給年度が366日となる場合は8,784時間とします

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間の計画停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

- ・当該電源等の計画停止コマ相当数※ =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

- ・当該電源等の計画外停止コマ相当数※ =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

ii 変動電源（アグリゲート）

提供された情報を基に、アセスメント対象容量に相当する供給力をどの程度まで提供していたかを確認します

アセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイアメント未達成コマとします

前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマがリクワイアメント未達成コマの場合、リクワイアメント未達成コマ数は5を乗じます

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します

また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に供給力を提供することとします

- ・コマごとの達成率※1 = 発動実績 / アセスメント対象容量

- ・コマごとの未達成率※1 = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率

- ・需要抑制の発動実績※2 = ベースライン - 計量値

- ・発電の発動実績※2 = 計量値 - ベースライン

- ・発動実績※3 = 需要抑制の発動実績の総和 + 発電の発動実績の総和

- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量

× コマごとの未達成率

※1：負値となる場合は零とします

※2：需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱います（別紙「ベースラインの算定方法」によります）

※3：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定します

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

- ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知しま

す。

- ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第 19 条 実需給期間中の経済的ペナルティ

1. 本機関は、第 18 条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ^{※1} =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間計画停止コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合に、卸電力取引所等に入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z[※])

※Z：1 年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z[※])

※Z：1 年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が 2025 年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が 50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します

なお、経済的ペナルティは最後に交付する月の容量確保契約金額（各月）より減じます

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%[※]

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を 0%として 1 計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間停止コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ^{※1} =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間計画停止コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計とします

ii 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ^{※1} =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{リクワイアメント未達成コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計とします

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に対応できなかった比率に応じた経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ =

$$\text{容量確保契約金額} \times 110\% \times \text{リクワイアメント未達量} \\ \div (\text{アセスメント対象容量} \times 3 \text{時間} \times 12 \text{回})$$

2. 前項に定めるペナルティは、月ごとに算定し、第 8 条に示す容量確保契約金額（各月）の算定時に反映します。

第 20 条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限

1. 第 19 条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。
- ① 年間上限額：容量確保契約金額 × 110%
 - ② 月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%
2. 第 19 条第 1 項第 3 号に示す実需給期間中の経済的ペナルティ（発動指令電源の場合）および第 19 条第 1 項第 1 号 4 に示す非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、前項第 2 号に示す月間上限額の対象外とします。
3. 容量確保契約金額および第 19 条に示す経済的ペナルティは消費税相当額の課税対象となります。ただし、第 1 項第 1 号に示す年間上限額について、容量確保契約金額を超過する部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）として扱います。

第 21 条 金員の移動

本契約に基づく金員の移動は、相手方が指定する金融機関の口座に振込送金する方法によるものとし、振込送金にかかる手数料は、容量提供事業者が負担するものとします。

第 22 条 容量確保契約金額の精算

容量確保契約金額の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- ① 本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等およびその根拠を通知します
- ② 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払金額または請求金額等を再度算定し、その結果を容量提供事業者に再度通知します
- ④ 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、異議申し立ての手続きが完了するまで、第 2 号、第 3 号に示す内容を繰り返します
- ⑤ 第 2 号の異議が無い場合または前号の手続きが完了した場合、第 8 条に示す期日までに、第 21 条に基づき金員の移動を行います
- ⑥ 請求金額が第 8 条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額等を行います

第 23 条 不可抗力が生じた場合の特則

1. 第 13 条から第 19 条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象（以下「不可抗力」という）が生じたことにより供給力を提供できないまたは供給力の提供ができなくなる（ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により、容量提供事業者が供給力を提供しない場合は除く）が明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を考慮し、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。（第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティは除く）
 - ① 大規模な風水害や地震等の天災地変
 - ② 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
 - ③ 事後的な法令改正や規制適用による運転停止
 - ④ 一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等
2. 容量提供事業者は、不可抗力が発生した場合であっても、不可抗力による供給力の提供に対する影響が最小限となるよう努力するとともに、その影響が除去されたとき、直ちに本機関に通知するものとします。

第 24 条 参入ペナルティ

本機関は、容量提供事業者が、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、本約款およびその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合、当該容量提供事業者に参入ペナルティを科すことができるものとします。

第4章 契約の変更等

第25条 契約の変更

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約書に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。
 - ① 追加オークションに応札した電源等が落札された場合
 - ② リリースオークションにより契約容量の全部または一部を売却した場合
 - ③ 契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
 - ④ 第11条に示す電源等差替を実施した場合
 - ⑤ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
 - ⑥ 電源等リストおよび小規模変動電源リストの確定時または変更時
 - ⑦ 容量提供事業者の事業者情報または電源等情報の内容が変更となる場合
 - ⑧ 第26条に基づく権利および契約上の地位の譲渡がなされた場合
2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。
3. 第1項の本契約の変更は、本機関の変更契約書の承認をもって成立するものといたします。

第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡

1. 容量提供事業者は、事前に本機関の同意を得た場合を除き、本契約に定める自己の権利もしくは義務または本契約上の地位（以下、総称して「本契約上の地位等」という）を第三者に譲渡または承継させることはできません。
2. 容量提供事業者は、本機関の同意を得て、本契約上の地位等を譲渡または承継する場合であっても、譲渡または承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権および債務は、譲渡または承継できないものとします。

なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします。
3. 承継により新たな容量確保契約を締結した場合であっても、承継される電源等のリクワイアメント達成状況が承継されるものとします。

第27条 契約の解除

1. 本機関および容量提供事業者は、相手方が以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき
 - ② 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき
 - ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき、ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る。
 - ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
 - ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
 - ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、またはその原因となる事由が生じたとき
 - ⑦ 解散の決議をしたとき

- ⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき
2. 本機関は、容量提供事業者が、市場支配力の行使その他容量市場の公正を害する行為をしたと認めた場合には、容量提供事業者に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
 3. 前2項により契約解除となった場合、契約容量の全ての容量を第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科した上で、市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合があります。

第5章 一般条項

第28条 免責

本機関は、本機関に故意または重過失がある場合を除き、リクワイアメントを達成することによる発電設備の事故や停電等により容量提供事業者が受けた不利益について、一切の責任を負いません。

第29条 守秘義務

1. 本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容およびその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下、総称して「秘密情報」という）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く）に開示してはならないものとします。
 - ① 開示のときに既に公知であったもの、または開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
 - ② 開示のときに、被開示者の既知であったもの、または被開示者が既に所有していたもの
 - ③ 被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - ④ 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
 - ⑤ 法令に従い行政機関または司法機関により開示を要求されたもの、または電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したもの
なお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします
 - ⑥ オークション募集要綱で公表するとした情報
2. 前項にかかわらず、本機関および容量提供事業者は、本契約の履行に必要な範囲において、以下の各号に掲げる者に対して、秘密情報を開示することができるものとします。
 - ① 監督官庁
 - ② 電力・ガス取引監視等委員会
 - ③ 一般送配電事業者
3. 容量提供事業者は、本機関が本契約の履行に必要な範囲において、各一般送配電事業者から当該容量提供事業者の情報を得ることについて、あらかじめ同意することとします。
4. 前各項の定めは、本契約の存続、終了によらず、本契約および附帯する一切の契約等の有効期間終了後も有効とします。

第30条 個人情報の取扱い

1. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、以下、「個人情報保護法」という）第2条第1項に定める情報をいう、以下同じ）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱います。
2. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託す

る場合は、本条に基づき個人情報の適切な管理のために本機関が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけます。

3. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱う場合には、適切な実施体制のもと個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む）のための必要な措置を講じます。
4. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用および責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、容量提供事業者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告します。
5. 本機関は、本機関または再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより容量提供事業者または第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負います。
6. 本規定は、本契約または委託業務に関連して本機関または再委託先が容量提供事業者から預託され、または自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、または解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有します。

第 31 条 反社会的勢力との関係排除

1. 本機関および容量提供事業者は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとします。
 - ① 自己および自己の役職員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう、以下同じ）でないこと、または、反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過しない者でないこと
 - ② 自己および自己の役職員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - ③ 自己および自己の役職員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - ④ 自己および自己の役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - ⑤ 自己および自己の役職員が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、相手方の名誉や信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと
2. 容量提供事業者および本機関は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
3. 容量提供事業者または本機関は、相手方が第 1 項各号に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第 32 条 準拠法

本契約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

第 33 条 合意管轄裁判所

本契約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条 誠実協議

本契約に定めのない事項または本契約その他本契約の内容に疑義が生じた場合には、本機関および容量提供事業者は、本契約および電気事業法その他関係法令等の趣旨に則り、誠意を持って協議し、その処理にあたるものとします。

附則（2020年6月30日）

第1条 適用対象

本附則は対象実需給期間が2024年度の容量確保契約に適用するものとします。

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出

本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、かつ契約電源が経過措置対象電源の場合、第7条を以下に読み替えます。

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \\ & = \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量} \\ & \quad - \text{経過措置控除額} \\ & \quad - \text{第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ}^{\ast 2} \\ \\ & \text{経過措置控除額} = \text{契約単価}^{\ast 1} \times \{ \text{契約容量} \times (1 - \text{経過措置係数}) \}^{\ast 3} \\ & \text{経過措置係数} = (1 - \text{控除率}) \end{aligned}$$

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

※3：契約容量×（1-経過措置係数）の算定時に小数点以下を切り捨て

2. 控除率は、以下のとおりとします。

実需給期間が2024年度・・・42%

3. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、前項の控除率に基づく経過措置係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

この際、経過措置係数の単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

4. 前項の経過措置係数は容量オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第12条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

5. （削除）

6. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。

7. 第1項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

第3条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

本約款の第16条に示す実需給期間前の経済的ペナルティについて、電源等の区分が安定電源

または変動電源（単独）で、かつ契約電源が経過措置対象電源の場合、第 16 条第 1 項第 1 号を以下に読み替えます。

本機関は、第 15 条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量^{※1}を利用する場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.3%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.6%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の 1.5 倍のペナルティを科す場合があります。

附則（2021年7月1日）

第1条 適用対象

本附則は対象実需給年度が2025年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

対象実需給期間が2025年度以降の容量確保契約における本約款の第7条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）の場合、第7条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が2010年度末までに建設された電源、またはメインオークション応札時の応札価格が約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源またはその両方の場合となります。

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。

なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、メインオークション応札時の応札価格が約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

$$= \text{契約単価}^{*1} \times \text{契約容量} \times (1 - \text{経過措置控除係数})^{*2}$$

経過措置控除係数

$$= \text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} \times \text{入札内容に応じた控除額係数}$$

$$\text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} = (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率})$$

※1：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数に応じた控除額の対象でない電源の場合は0%とします。

実需給期間が2025年度・・・7.5%

実需給期間が2026年度・・・6.0%

実需給期間が2027年度・・・4.5%

実需給期間が2028年度・・・3.0%

実需給期間が2029年度・・・1.5%

3. 入札内容に応じた控除額係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は100%とします。

実需給期間が2025年度・・・82.0%

実需給期間が2026年度・・・85.6%

実需給期間が2027年度・・・89.2%

実需給期間が2028年度・・・92.8%

実需給期間が2029年度・・・96.4%

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価^{※1} × 契約容量

－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※2}

－ 第 16 条第 1 項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ^{※3}

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

※3：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

5. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、第 2 項の電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は 0.01%とし、その端数は、小数点以下第 3 位を四捨五入します。

6. 前項の電源等の経過年数に応じた控除額係数は容量オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第 12 条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。
7. 電源等の経過年数に応じた控除および入札内容に応じた控除は、実需給期間が 2029 年度を最後に廃止します。
8. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。
9. 第 4 項に基づき算定された容量確保契約金額を 12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。
10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において 42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、第 4 項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率 20%^{*}を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を 0%として 1 計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

第 3 条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

本約款の第 16 条に示す実需給期間前の経済的ペナルティについて、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、かつ契約電源が本附則第 2 条で示す容量確保契約金額の算出

に関する経過措置の対象となる場合、第 16 条第 1 項第 1 号を以下に読み替えます。

本機関は、第 15 条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量^{※1}を利用する場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置控除係数) × 0.3%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置控除係数) × 0.6%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の 1.5 倍のペナルティを科す場合があります。

ベースラインの算定方法

1. 需要抑制 (DR) の場合

① 次に掲げる需要データの 30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR 実施日の直近 5 日間 (DR 実施日当日を含まない) のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間 (High 4 of 5) の需要データ。

なお、直近 5 日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い 1 日を除き、残りの 4 日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近 5 日間から除外するものとする。その際、当該母数が 5 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内 (平日) で更に日を遡るものとする*。(下図参照)

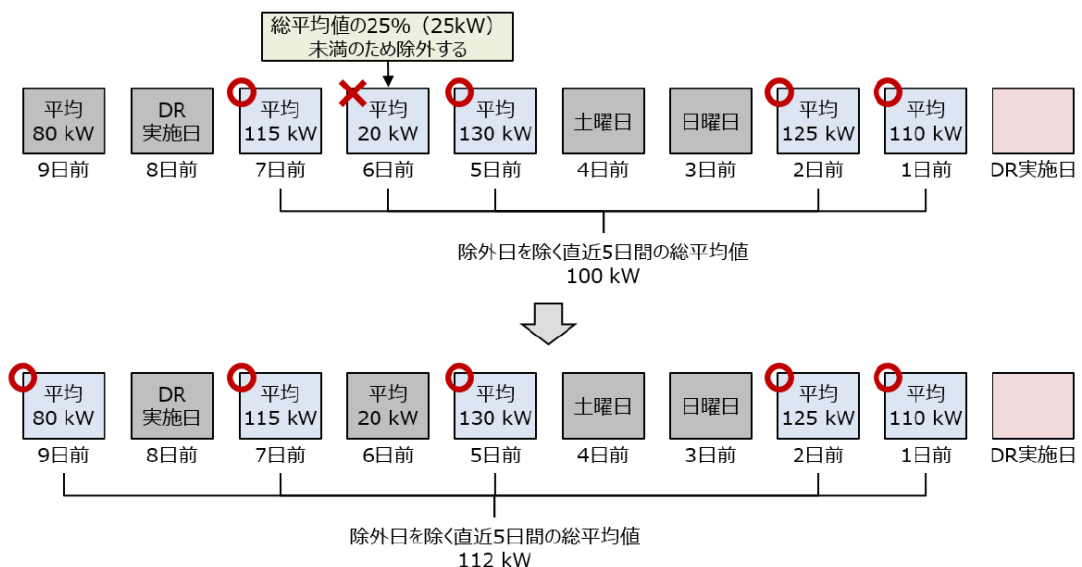
(1) 土曜日・日曜日・祝日

(2) 過去の DR 実施日

(3) DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近 5 日間の DR 実施時間帯における需要量の総平均値の 25%未満の場合、当該日

※母数となる需要量に関するデータが 4 日分しかない場合には、当該 4 日間の平均値を①で算出された値とするものとする

また、4 日分に満たない場合には、4 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該 4 日間の平均値を①で算出された値とするものとする



② DR 実施時間の 5 時間前から 2 時間前までの 30 分単位の 6 コマについて、「(DR 実施日当日の需要量) - (上記①の算出方法により算出された値)」の平均値を算出する。

③ 上記①で算出された値における DR 実施時間帯の 30 分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとする。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインを零に補正することとする。

なお、逆潮流の実績がある場合はこの限りではない。

2. 発電（逆潮流）の場合
ベースラインは零とする。

用語の定義

属地	: 発電量調整供給契約等を締結している一般送配電事業者の供給区域
調整不調電源	: 容量停止計画の調整において、属地一般送配電事業者との停止調整が不調となった電源（ただし本機関が合理的と認めた原因の場合は除く）
アセスメント対象容量	: 容量提供事業者または本機関が指定した、契約電源が提供する供給力
コマ	: 毎正時または毎30分を起点とし、1日を48に等分割した30分間
経過措置	: 小売電気事業者の競争環境に与える影響を、一定期間緩和するための措置
控除率	: 経過措置対象電源の容量確保契約金額を控除するために定める比率
電源等の経過年数に応じた控除	: 契約電源が2010年度末までに建設された電源を対象とした容量確保契約金額の控除
入札内容に応じた控除	: メインオークション応札時の応札価格が、約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源を対象とした容量確保契約金額の控除
電源等の経過年数に応じた控除率	: 経過年数に応じた経過措置の対象について容量確保契約金額を控除するために定める比率
入札内容に応じた控除額係数	: 入札内容に応じた経過措置の対象について控除後の容量確保契約金額を算定するために定める係数
経過措置控除係数	: 経過年数に応じた控除額と入札内容に応じた控除額を差し引いた後の容量確保契約金額を算定するために定める係数
消費税等相当額	: 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額
週（1週）	: 土曜日を初日とした金曜日までの7日間
休日	: 土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日
平日	: 休日以外の日
営業日	: 平日のうち、1月4日、12月29日以外の日
昼間	: 8時00分以降22時00分までの時間帯
夜間	: 昼間以外の時間帯
金融機関休業日	: 日曜日および銀行法施行令第5条第1項で定める日

容量市場 容量確保契約約款の改定版公表について

<容量市場 容量確保契約約款>について、内容を一部改定[※]したため資料を以下に公表いたします。

容量市場では、2022 年度に実施を予定している実効性テスト、および実需給年度(2024 年度)の発動指令への対応後のアセスメントにおける、需要抑制(DR)のベースラインの当日調整対象時間について、第 34 回容量市場の在り方等に関する検討会で議論を行い、「DR 実施時間の 4 時間前から 1 時間前まで」から「5 時間前から 2 時間前まで」へ変更することとしました。容量市場では、募集要綱や約款等をあらかじめ公表した上でオークションを実施することを踏まえると、その後に生じた制度変更等の適用は限定的であるべきと考えられます。検討の経緯は以下「ベースラインの当日調整対象時間の変更について」のリンク先資料をご確認ください。

具体的には、容量確保契約約款別紙「ベースラインの算定方法」の 1.需要抑制(DR)の場合②におきまして、対象実需給年度が 2024 年度の場合は、ベースラインの算定に用いるコマを DR 実施時間帯の「4 時間前から 1 時間前」としておりましたが、対象実需給年度 2024 年度につきましても、対象実需給年度 2025 年度と同様に、「5 時間前から 2 時間前」のコマを用いてベースラインを算定するように変更します。

※改定箇所は以下の通りです。

<容量市場 容量確保契約約款>

内容は別紙 1 を参照。

・別紙 ベースラインの算定方法 1.需要抑制(DR)の場合 ②

改定前:※対象実需給年度が 2024 年度の場合は、4 時間前から 1 時間前とする。

改定後:※の記載を削除

なお、今回の容量確保契約約款別紙の変更により、「[容量市場メインオークション募集要綱\(対象実需給年度:2024 年度\)](#)」の 43 ページおよび 45 ページに記載の、「ベースラインについては、原則として、2019 年 4 月 1 日付け「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」を参考に算定していただきます。」の文言は、「ベースラインについては、「容量確保契約約款別紙ベースラインの算定方法」を参考に算定していただきます。」と読み替えるものとします。

本約款改定の経緯については、以下リンク先資料をご確認下さい。

[ベースラインの当日調整対象時間の変更について](#)

内容は別紙 5 を参照。

容量市場

業務マニュアル

実効性テスト 編

(対象実需給年度：2024 年度)

2021 年 12 月 1 日 第 2 版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2021年11月17日
第2版	「第3章 実効性テスト」 「3.2.2.2 ベースラインの算定」	ベースラインの当日調整対象時間をDR実施時間の「4時間前から1時間前まで」から「5時間前から2時間前まで」に変更	2021年12月1日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成	8
1.2	本業務の対象となる電源等	8
第2章	電源等リスト登録	9
2.1	電源等リストの登録手続き	10
2.2	電源等リストの変更手続き	30
第3章	実効性テスト	35
3.1	実効性テスト前手続き	36
3.2	実効性テストの実施	41
3.3	実効性テスト後手続き	50
Appendix.1	様式一覧	66
Appendix.2	図表一覧	80
Appendix.3	業務手順全体図	82

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第 32 条の 5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは、対象実需給年度 2024 年度の容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、発動指令電源の実効性テストに必要な手続きや容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。

本業務マニュアルが対象とする事業者は、電源等の区分が発動指令電源の電源を登録する事業者であり、以下の①～③を想定しています。

- ①メインオークションで容量確保契約書を締結済の事業者
- ②メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者（※）
- ③追加オークションから参加する事業者（※）

以下の文章では、①を「発動指令電源提供者」、②～③を「容量市場へ参加予定の事業者」といいます。また、①～③を総称して「対象事業者」といいます。

※実需給 2024 年度向けの追加オークションに参加するにあたり、予め提供できる容量を確定するために 2022 年度の実効性テストに参加する必要があります。なお、追加オークションの開催有無は、2023 年 4 月頃に需給状況を踏まえて判断することになります。

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達またはリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用にあたっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

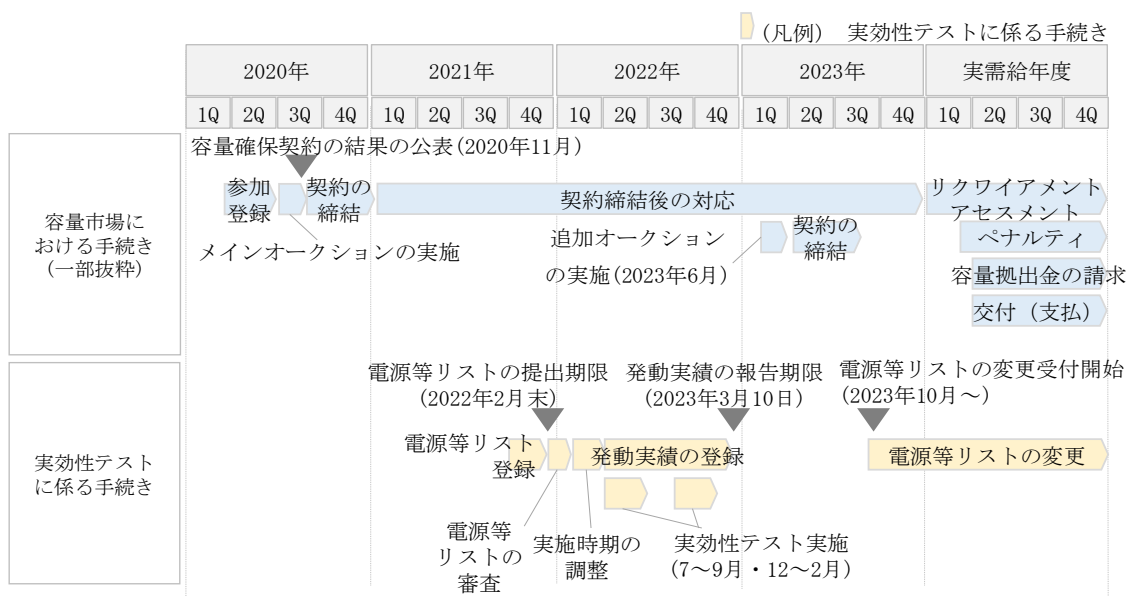


図 1-1 実効性テストの手続きの全体像とスケジュール

実効性テストに係る手続きは、電源等リスト登録、実効性テストで構成されます。

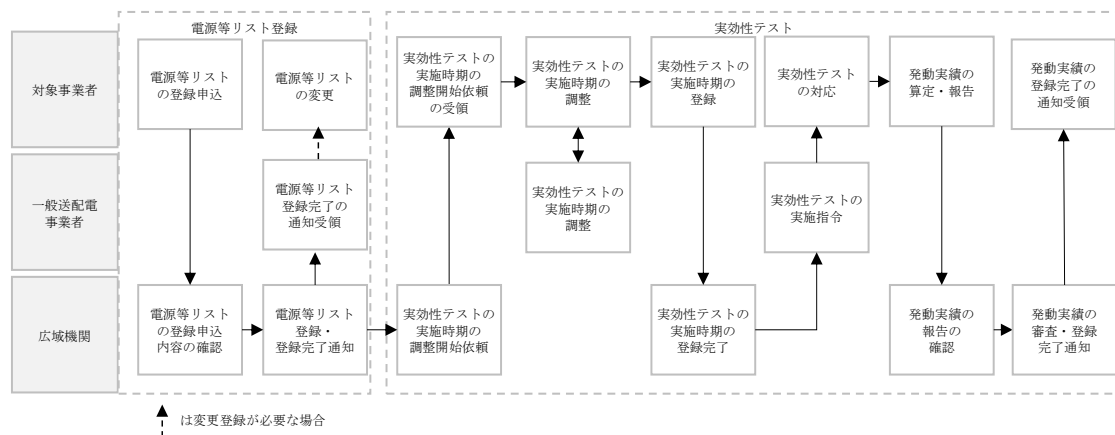


図 1-2 実効性テストに係る手続き

実効性テストに係る具体的な手続きに関しては第2章以降に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1～1.2も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 本業務の対象となる電源等

【事前準備についての注意事項】

注1：容量市場へ参加予定の事業者が電源等リストを登録申込する場合、参加登録（事業者情報、電源等情報、期待容量）を事前実施してください。参加登録を行っていない事業者は、参加登録を行った上で、電源等リストを2022年2月末までに登録してください（「容量市場業務マニュアル 参加登録編」参照）。

注2：オンライン機能（簡易指令システムを含む）の具備について
発動指令電源提供者は、2022年2月末までに、オンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備し、通信対向試験を実施したうえで、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を容量市場システムに提出する必要があります。提出の手続きに関しては「容量市場業務マニュアル 参加登録編」をご参照ください。

なお、容量市場へ参加予定の事業者の提出期限については、実効性テストの実施時期が夏季の場合は2022年6月20日、冬季の場合は2022年11月18日までとなります。

新たに簡易指令システムの設置を属地一般送配電事業者へ申込する対象事業者は、簡易指令システムの仕様について、需給調整市場へ参加予定がある場合には需給調整市場用を、参加予定がない場合には調整力公募用を、それぞれ選択してください。

ただし、既にオンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備している対象事業者で、最新のエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類（電源 I' の契約書の写し等）を提出した場合は、オンライン指令による性能確認試験結果の提出は不要です。

通信対向試験の結果、本機関がオンライン機能（簡易指令システムを含む）の設置が完了していないと判断した場合、または、本機関からのオンライン機能の機能具備の求めに応じない場合、当該事業者が登録した発動指令電源は、市場退出（全量退出）となります。ただし、一般的に必要なとされる工期を踏まえた適切な時期にオンライン機能（簡易指令システムを含む）の設置依頼をしているものの、設置工事が遅延している場合に限り、締切日以降実効性テストの実施前までに通信対向試験を完了させることが認められます。

注3：記録型計量器・自動検針が未対応の地点について

未対応箇所については一般送配電事業者によってプロファイリングされた計量値を用いて実績評価を行います。

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

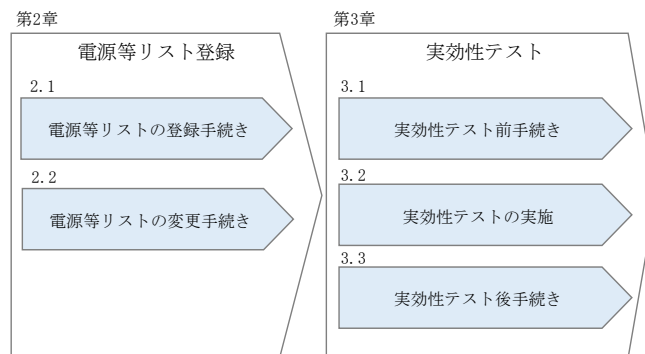


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

電源等リストの登録および変更については第2章をご覧ください。また、実効性テストの実施や発動実績の登録を行う場合は第3章をご覧ください。

1.2 本業務の対象となる電源等

本業務の対象となる電源等は、発動指令電源です。

第2章および第3章の手続きでは、実需給年度が2024年度のメインオークションで容量確保契約書を締結済の発動指令電源および容量確保契約書を締結していない発動指令電源（実需給年度が2024年度のメインオークションで非落札の電源、追加オークション等から参加予定の電源）の2種類を対象としています。

第2章 電源等リスト登録

本章では、電源等リストの登録に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 電源等リストの登録手続き

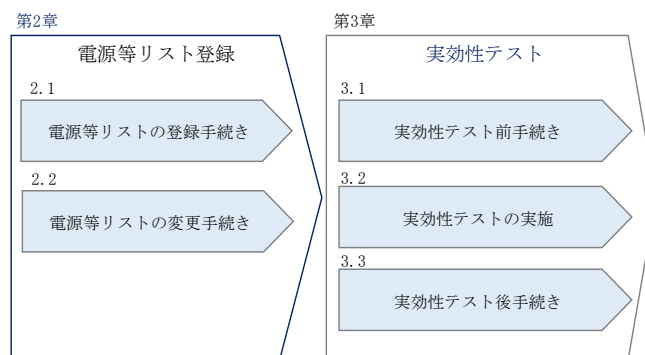


図 2-1 第2章の構成

注：実効性テスト時の電源等リストに登録するリソースについては、同年度に登録する需給調整市場・電源 I' のリスト内のリソースと重複することは可能です。
ただし、各市場等への参加にあたっては、それぞれの市場等が求める要件を満たしていただく必要がありますので、十分ご確認ください。

2.1 電源等リストの登録手続き

本節では、電源等リストの登録手続きについて以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

- 2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認
- 2.1.2 電源等リストの登録申込
- 2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）
- 2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

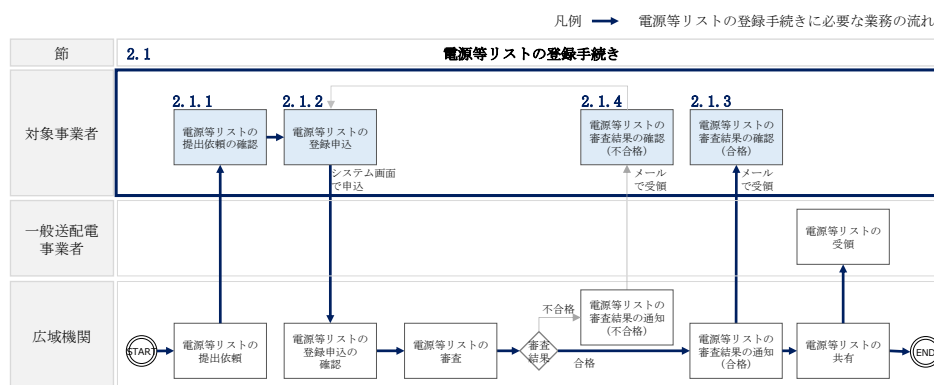


図 2-2 電源等リストの登録手続きの詳細構成

2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認

本項では、電源等リスト提出依頼の確認について説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 電源等リストの提出依頼の受領

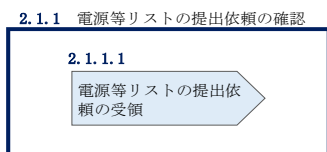


図 2-3 電源等リストの提出依頼の確認

2.1.1.1 電源等リストの提出依頼の受領

2022年1月中旬～2月中旬にかけて、電源等情報を登録した発動指令電源提供者（市場退出したものを除く）および容量市場へ参加予定の事業者へ、電源等リストの提出依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

対象事業者は、2022年1月中旬～2月末日の期間内に電源等リストを提出する必要があります。

2.1.2 電源等リストの登録申込

本項では、電源等リストの登録申込について説明します（図 2-4 参照）。2022年1月中旬～2月末日の期間で、電源等リストを登録してください。

- 2.1.2.1 事前準備
- 2.1.2.2 電源等リストの作成
- 2.1.2.3 電源等リストの提出
- 2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込
- 2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了

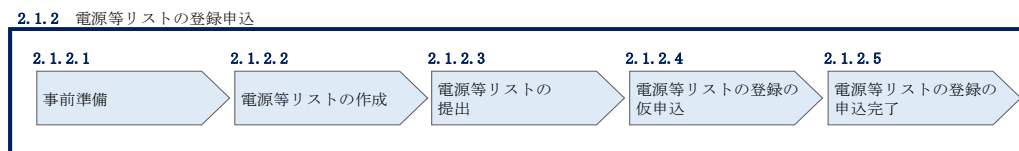


図 2-4 電源等リストの登録申込

2.1.2.1 事前準備

容量市場システムに電源等リストの登録申込をするために必要な書類（写しで可）を準備してください。必要となる書類は、以下の通りです。

< 提出書類の準備（電源） >

- ・ 電源等の名称

アグリゲートする発動指令電源の電源毎の名称を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・ 発電事業届出書（様式 1）
 - ・ 電気工作物変更届出書（様式 2）
 - ・ 自家用電気工作物使用開始届出書（様式 3）
 - ・ 特定自家用電気工作物接続届出書（様式 4）
 - ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
 - ・ 低圧配電線への系統連系協議依頼表
- のいずれか 1 点

新設電源の場合

- ・ 接続検討回答書（様式 5）
- ・ 工事計画届出書（様式 6）

のいずれか1点

- ・ 受電地点特定番号

受電地点特定番号を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・ 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表（様式 7）
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・ 売電検針票「購入電力量のお知らせ」

いずれか1点

- ・ 電源種別の区分
- ・ 発電方式の区分
- ・ 設備容量

電源種別の区分・発電方式の区分（表 2-6『電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照）を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・ 発電事業届出書（様式 1）
- ・ 電気工作物変更届出書（様式 2）
- ・ 自家用電気工作物使用開始届出書（様式 3）
- ・ 特定自家用電気工作物接続届出書（様式 4）
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・ 低圧配電線への系統連系協議依頼表

のいずれか1点

- ・ FIT 認定 ID

参加登録の時点で FIT 制度に基づく買取を受けている場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）に定める認定発電設備の認定 ID（「FIT 認定 ID」）を確認できる書類を提出してください。

なお、2024 年 3 月末までに FIT 制度に基づく買取が終了する電源は 2022 年度の実効性テストに参加可能です。

必要となる提出書類

- 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（様式8）

表 2-1 発動指令電源（電源）に係る提出書類一覧

【凡例】 ○ : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類		選択可能書類		
	FIT認定ID	バイオマス比率	電源等の名称	受電地点特定番号	電源種別の区分等
発電事業届出書		既設電源	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
電気工作物変更届出書			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
自家用電気工作物使用開始届出書			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
特定自家用電気工作物接続届出書			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
低圧配電線への系統連系協議依頼書			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
接続検討回答書		新設電源	<input type="radio"/>		
工事計画届出書			<input type="radio"/>		
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表				<input type="radio"/>	
売電検針票「購入電力量のお知らせ」				<input type="radio"/>	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)(FIT電源の場合)	○※1				
バイオマス混焼FIT電源が新たに買取上限を設定した場合において、当該変更が認められたことが分かる書類（石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電の場合）		○※1 ※2			

※1：（）内に記載の場合に限る

※2：FITの適用を受けているバイオマス混焼設備に係る提出書類（変更認定通知書等）

は、電源等リスト登録時点までにバイオマス混焼FIT調達上限比率[%]を設定しない場合、その時点では提出不要です。提出期限はFIT制度上のスケジュールを勘案し別途公表します。原則、2024年度開始までに提出が必要となります。

その場合、電源等リスト登録時点では、2024年度までに設定予定の比率[%]を予定バイオマス比率[%]として登録可能です。

< 提出書類の準備（需要抑制） >

- 需要地点の契約者名（以下、需要家名）

需要家名を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等） ・需要家との合意書 |
|---|

- ・供給地点特定番号

上記項目に係る書類を提出してください。

必要となる提出書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等） |
|--|

表 2-2 発動指令電源（需要抑制）に係る提出書類一覧

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類	
	需要家名	供給地点 地点特定 番号
需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等）	○	○
需要家との合意書	○	

注1：書類提出のタイミングについて

発動指令電源の提出書類は、電源等リストの登録期限である2022年2月末日までに提出してください。提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長することがあります。

注2：書類の提出方法について

書類の提出にあたっては、本機関に電磁的記録媒体（CD-R等）で郵送してください。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2024_電源等リスト 宛

対象実需給年度

注3：提出書類の代替について

提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外で代替可能です。

注4：追加の提出書類の要否について

本機関が必要と判断した場合は、追加の書類を提出していただく場合があります。

注5：提出書類の雛型について

提出書類は、表紙および登録項目が記載されているページのみでも可能とします。

注6：提出書類のファイル名称について

ファイル名称の長さは50文字以下でお願いします（拡張子を含む）。禁則文字や容量の制限があります。詳細は容量市場システムマニュアルを参照願います。

2.1.2.2 電源等リストの作成

電源等リストはEXCELファイル（様式9）で作成します。電源等リストは本機関のホームページ（容量市場のページ³）に添付されている帳票をダウンロードの上、必要な項目を入力します。

³ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>

EXCEL ファイルには以下の表（表 2-3、表 2-4、表 2-5、表 2-6、表 2-7 参照）に沿って、2024 年度の時点で想定される発動指令電源の内訳情報を 1 計量単位毎に記載してください。

なお、ファイルサイズが 4MB を超える場合、もしくは内訳が 10,000 件を超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。

作成した電源等リストのファイル名は「エリア_電源等リスト_事業者コード_対象実需給年度_電源等識別番号_A 枝番（ファイルを分割して提出する場合のみ）_R 改訂回数.xlsx」としてください。容量市場システムに登録されている事業者コード 4 桁、電源等識別番号 10 桁を記載してください。

例) ファイルを分割しない（リストが 1 個のファイルになる）場合

東京_電源等リスト_0123_2024_0123456789_R0.xlsx
 エリア 事業者コード 対象実需給年度 電源等識別番号 R 改訂回数
 ※枝番は不要です。

例) ファイルを分割する（リストが 2 個のファイルになる）場合

- ・ 1 個目 東京_電源等リスト_0123_2024_0123456789_A1_R0.xlsx
 エリア 事業者コード 対象実需給年度 電源等識別番号 A 枝番 R 改訂回数
- ・ 2 個目 東京_電源等リスト_0123_2024_0123456789_A2_R0.xlsx
 エリア 事業者コード 対象実需給年度 電源等識別番号 A 枝番 R 改訂回数
 ※枝番を付けてください。

表 2-3 電源等リストの記載項目一覧（共通）

No.	項目	留意点
①	実需給年度	容量市場へ供給力を提供する年度を記入
②	容量を提供する電源等の区分	「発動指令電源」と記入
③	電源等リストの名称	電源等リストの名称を記入
④	(リスト単位)の系統コード	電源等リスト単位の系統コードを記入
⑤	エリア名	系統コードの上 1 桁（以下参照）をもとにエリア名を記入

No.	項目	留意点
⑯	電源等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電事業届出書 ・ 電気工作物変更届出書 ・ 自家用電気工作物使用開始届出書 ・ 特定自家用電気工作物接続届出書 の「発電所の名称」または「事業場の名称」を参照して記入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・ 低圧配電線への系統連系協議依頼表の「契約名義」または「発電者名義」を参照して記入
⑰	号機単位の名称	名称を定めていない場合は号機単位の名称を任意で記入 家庭用の低圧連系の電源の号機が存在しない場合には、電源等リストの「電源等の名称」と同一名称を入力
⑱	所在地	電源等の所在地の住所を記入
⑲	(個々の電源の) 系統コード	個々の電源の系統コードを記入 個々の電源の系統コードを保有していない低圧連系の電源の場合、低圧群コードを記入 系統コードが発番されていない新設電源は記入不要
⑳	電源種別の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電事業届出書 ・ 電気工作物変更届出書 ・ 特定自家用電気工作物接続届出書 の「原動力の種類」欄を参照して記入 または、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用電気工作物使用開始届出書 の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 もしくは <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・ 低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入

No.	項目	留意点
		電源の電源種別の区分は『表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照
⑳	発電方式の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書の「原動力の種類」欄を参照して記入 または、 <ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 もしくは <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入 電源の発電方式の区分は『表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照
㉑	設備容量	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書の「出力」欄を参照して記入 ・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 もしくは <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入 単位は、0.1kW とし小数点第2位以下は切り捨てとする。
㉒	運開年月	西暦で記入 例：2010年1月→201001
㉓	BGコード	発電BGコードを記入
㉔	計量・仕訳区分	表 2-7 に該当する場合のみ記入

No.	項目	留意点
②⑥	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 制度に基づく買取を受けている場合は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）に記載されている「設備 ID」を記入
②⑦	特定契約終了年月	FIT 認定 ID を入力した場合、特定契約の終了年月を西暦で記入 例：2024 年 3 月→202403
②⑧	バイオマス混焼 FIT 調達上限比率[%]	バイオマス混焼で FIT 調達上限比率が設定されている場合は記入 具体例：2019 年 4 月 1 日以降に FIT 制度に基づく買取契約を締結し、買取上限が設定されているバイオマス混焼設備またはごみ処理施設で月単位での買取上限の設定を行う旨を申請した場合
②⑨	予定バイオマス比率[%]	<ul style="list-style-type: none"> ・実需給年度までにバイオマス比率[%]を変更する場合で、実効性テスト時に予定バイオマス比率を使用する際に記入 ・実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する前提で、実効性テスト時には FIT 分を非 FIT 分と見做して参加する場合は零を記入してください。
③⑩	バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグ	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス混焼 FIT 調達上限比率または予定バイオマス比率を使用する場合は記入 ・1つの電源の発電実績が FIT・非 FIT に仕訳される場合、1行ずつ別地点として記入した上で、当該項目に同じ番号を記入する。 番号の順番は 1, 2, 3…とする。
③⑪	予備	記入不要
③⑫	特記事項	特記事項があれば記入

表 2-5 電源等リストの記載項目一覧（需要抑制）

No.	項目	留意点
①④	供給力提供区分	需要抑制と記入

注1：一般（自流式）の電源が発動指令電源として参加する場合の登録方法

一般（自流式）の電源のうち、ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源（アグリゲート）となります。一般（自流式）の電源が発動指令電源として参加する場合、一般（貯水式）として電源等リストに登録してください。

注2：揚水（純揚水）について

上部貯水池の河川流入量が発電電力量の増加に寄与している混合揚水のうち、運転時間を設定する場合には揚水（純揚水）として登録してください。

注3：アグリゲートリソースの構成について

風力、太陽光、水力（自流式）は、その他発動指令電源リソースと組み合わせる場合はアグリゲートリソースとして参加可能です。アグリゲートリソースが風力、太陽光、水力（自流式）のみで構成されている場合、発動指令電源として参加できません。

注4：併設蓄電池の扱いについて

蓄電池の併設有無により容量を提供する電源等の区分が変わることはありません。例えば、蓄電池が併設されている風力発電所単体では変動電源として扱われます。なお、蓄電池が併設されている風力発電所と、DR その他リソースを組み合わせる場合は、発動指令電源として扱われます。

表 2-7 計量・仕訳区分

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
①	バイオマス（混焼） 非FIT分	月単位での買取上限が設定（予定を含む）されているバイオマス（混焼）の場合 具体例：2019年4月1日以降にFIT制度に基づく買取契約を締結し、買取上限が設定されているバイオマス混焼設備またはごみ処理施設で月単位での買取上限の設定を行う旨を申請した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性テスト時点で全量が非FIT分のバイオマスは選択不要 ・認定に係る全体のバイオマス比率のみ設定されているバイオマス設備は選択不要。※1 具体例：2019年3月31日までにFIT制度に基づく買取契約を締結済みのバイオマス混焼設備で買取上

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
			限を設定していない場合
②	バイオマス（混焼） FIT 分	同上	・①の非 FIT 分を記入した場合は、FIT 分の地点をリストへ追加した上で、当該区分の記入が必要
③	差分計量 非 FIT 分	同一受電地点において、FIT 電源と併設される非 FIT 電源が託送供給等約款に基づく差分計量により計量できる場合	—
④	差分計量 FIT 分	同上	・③を記入した場合で、実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する FIT 分が実効性テストに参加する場合に記入 ・実需給年度までに FIT 制度に基づく買取が終了した時点で変更が必要
⑤	按分計量 非 FIT 分	同一受電地点において、FIT 電源と併設される非 FIT 電源が託送供給等約款に基づく按分計量により計量できる場合	—
⑥	按分計量 FIT 分	同上	・⑤を記入した場合で、実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する FIT 分が実効性テストに参加する場合に記入 ・実需給年度までに FIT 制度に基づく買取が終了した時点で変更が必要
⑦	部分買取	同一受電地点において複数の発電契約者と相対契約を結んでいる場合	全ての相対契約を記入。 不足する場合、当該実績分は評価されません

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
⑧	自己託送地点	<ul style="list-style-type: none"> 自己託送に必要な量を上回る容量がある電源の場合 自己託送地点において、自己託送需要以外（小売供給による需要）の需要抑制を行う需要家の場合 	実効性テストへ参加する地点が対象のため、対となる電源と需要家の両方の記載は必須ではない
⑨	部分供給（全量）	部分供給が行われている需要家	部分供給者ごとの評価は行いませんので、全量供給の場合と同様に1需要家として登録

※1 認定に係るバイオマス比率を設定しているバイオマス混焼設備において、実需給年度前にFIT制度に基づく買取が終了する前提で、実効性テスト時にはFIT分を非FIT分と見做して参加する場合については、FIT分の地点をリストへ追加した上で、計量・仕訳区分は記入しないでください。

【バイオマス（混焼）で調達上限比率を設定した場合の注意事項】

注：実需給期間中は予定バイオマス比率での実績評価を行わないため、実需給前までに申請した調達上限比率に変更してください。

2.1.2.3 電源等リストの提出

電源等リスト（EXCELファイル）を作成後、容量市場システムにて提出します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、電源等リストを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「電源等リスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「電源等リスト（追加）」の「ファイル選択」ボタンをクリックして、電源等リスト（EXCELファイル）をアップロードします（図 2-5 参

照)。また、「変更理由」欄に「電源等リストの提出」と入力してください（表 2-8 参照）。

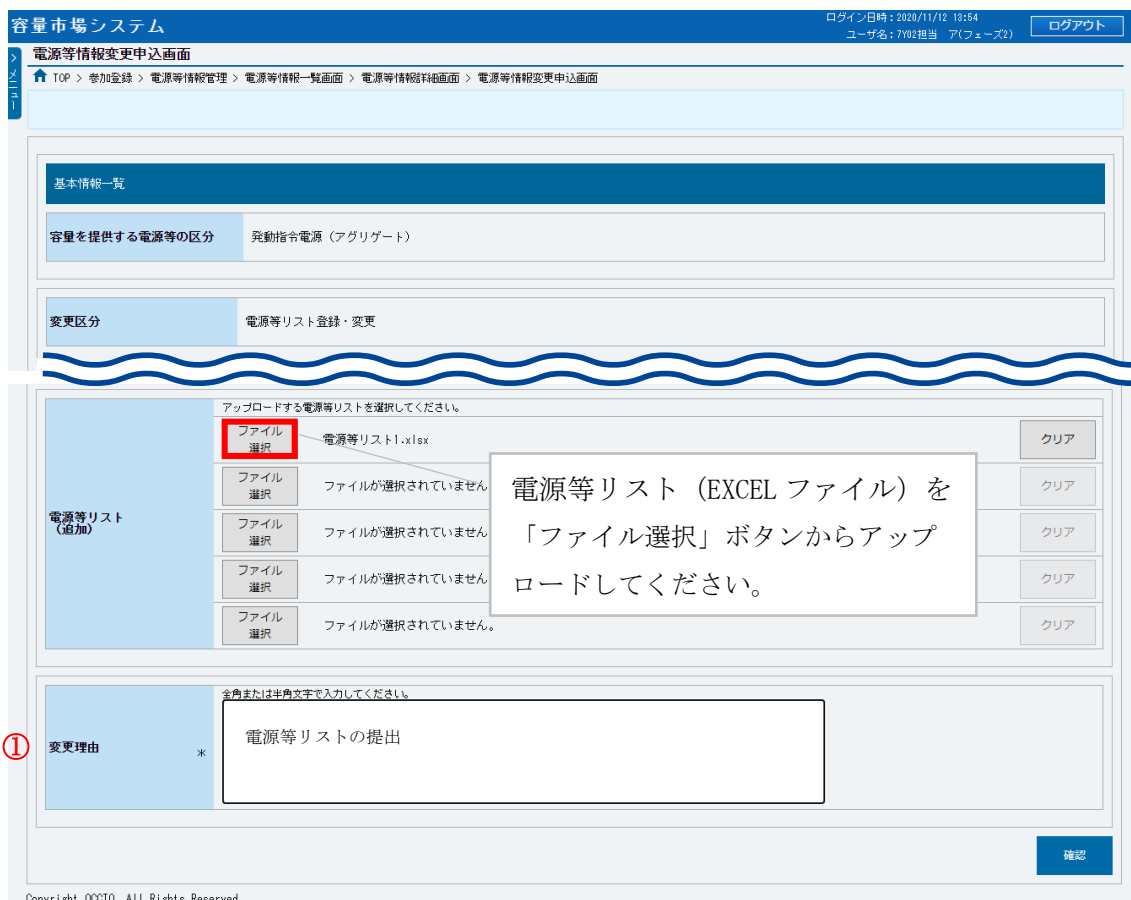


図 2-5 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-8 電源等リスト提出時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	変更理由	「電源等リストの提出」と記入

2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込

「電源等情報変更申込画面」にて電源等リストのアップロードおよび変更理由の入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、「電源等情報変更申込確認画面」に進みます。

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

「完了画面」が表示されれば、電源等リストの登録の仮申込完了です。提出書類の追加アップロードが必要な場合は、「完了画面」にある「提出書類追加」ボタンをクリックし、アップロードしてください。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、新規登録の申込は完了していませんので注意してください。

2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、申込を完了したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は受付後、電源等リストに係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途登録されたメールアドレスへ電子メールにて通知いたします。不合格の通知を受けた場合、対象事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-6 参照）。電源等リストの登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、2022年4月末日までに合格通知が送付されます。

2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）

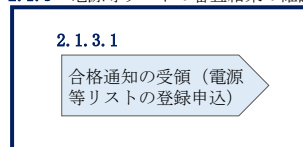


図 2-6 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

電源等情報が変更された旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-7 参照）。電源等リストの登録申込後、本機関が内容を確認した結果、他の対象事業者より提出された電源等リスト内の電源または需要抑制と重複がある等、不備があった場合、不合格通知が送付されます。

2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

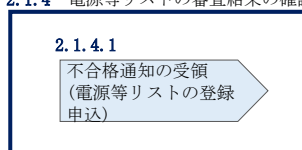


図 2-7 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

不合格通知が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で容量を提供する電源等の区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

注1：電源等リストに不備がある場合の対応について

電源等リストに不備がある場合、2022年4月末日の10営業日前までに不合格である旨が通知されます。再申込を希望する場合、不備を解消してすみやかに再申込してください。審査終了日である2022年4月末日までに、不備が解消されない電源等はアグリゲートリソースとして認められないため、対象事業者は当該電源等を除外して電源等リストを構成してください。

注2：電源または需要抑制と合意済みであるエビデンスの提出について

電源または需要抑制が、他の対象事業者が提出する電源等リストに登録されている電源または需要抑制と重複していることにより不合格となった場合には、電源等と合意済みであるエビデンス（契約期間が記載されたもので、様式自由）を再申込時に提出してください。なお、書類の提出にあたっては、本機関に電磁的記録媒体（CD-R等）で郵送してください。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2024_電源等リスト 宛

対象実需給年度

注3：電源等リストの登録が完了しない場合の対応について

電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務編（全般）」の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。

また、電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、実効性テストの実施、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。

2.2 電源等リストの変更手続き

本節では、電源等リストの変更手続きについて以下の流れで説明します（参照）。

0

電源等リストの変更申込

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

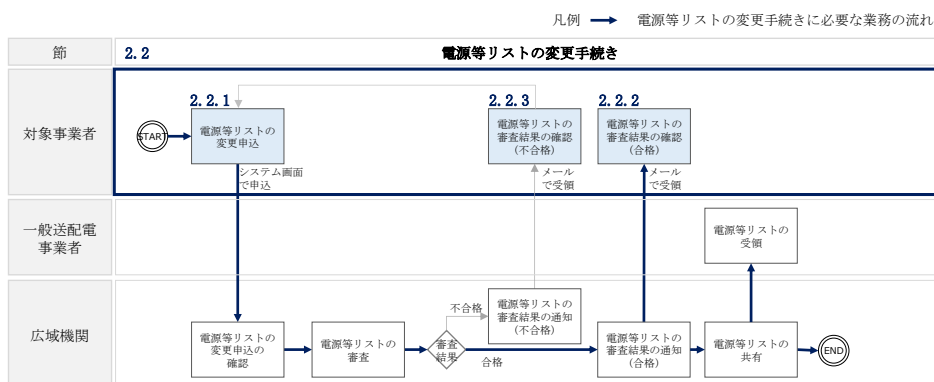


図 2-8 電源等リストの変更手続きの詳細構成

注1：実効性テスト前の電源等リストの更新について

以下の場合に限り、実効性テスト実施時期の前（夏季：5月末、冬季：10月末）までに電源等リストの更新を完了してください。更新しない場合は、その電源等当該地点は実効性テストでの発動実績は評価されません。

- ・電源等リスト登録時（2022年2月末まで）に新設電源として登録された電源について、未確定であった内容（地点特定番号、BGコード等）が確定した場合
- ・既設電源において電源等リスト登録時（2022年2月末まで）からBGコードが変更となった場合

注2：計量値が取得できない地点の削除について

発動実績の報告までに計量値が取得できない地点があることが判明した場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該当地点を削除してください。

注3：電源等リストの変更申込が可能な電源について

実効性テスト後に発動実績を登録し、既に期待容量が評価された対象事業者が対象となります。

注4：電源等リストの変更受付期間について

実効性テスト後の電源等リストの変更の申込可能期間は、2023年10月から2025年2月10日までとなります。2023年9月末までの期間は、電源等リストを変更することはできません。

2.2.1 電源等リストの変更申込

本項では、電源等リストの変更申込について説明します（図2-9参照）。

2.2.1.1 事前準備

2.2.1.2 電源等リストの作成

2.2.1.3 電源等リストの提出

2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込

2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了

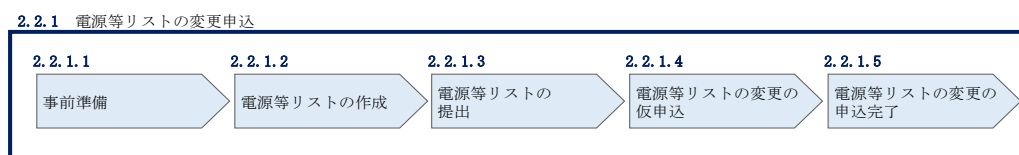


図 2-9 電源等リストの変更申込

2.2.1.1 事前準備

『2.1.2.1 事前準備』を参照してください。

2.2.1.2 電源等リストの作成

『2.1.2.2 電源等リストの作成』を参照してください。

2.2.1.3 電源等リストの提出

『2.1.2.3 電源等リストの提出』を参照してください。

2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込

『2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込』を参照してください。

2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了

『2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了』を参照してください。

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-10 参照）。電源等リストの変更申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、合格通知が送付されます。

2.2.2.1 合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

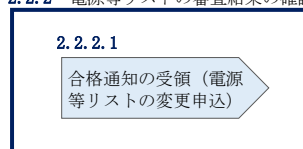


図 2-10 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.2.2.1 合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

『2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）』を参照してください。

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-11 参照）。電源等リストの変更申込後、本機関が内容を確認した結果、他の対象事業者より提出された電源等リスト内の電源または需要抑制と重複がある等、不備があった場合、不合格通知が送付されます。

2.2.3.1 不合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

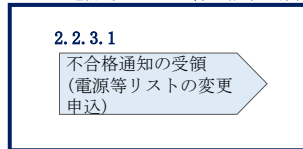


図 2-11 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

2.2.3.1 不合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

『2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）』を参照してください。

第3章 実効性テスト

本章では、実効性テストに関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 実効性テスト前手続き
- 3.2 実効性テストの実施
- 3.3 実効性テスト後手続き

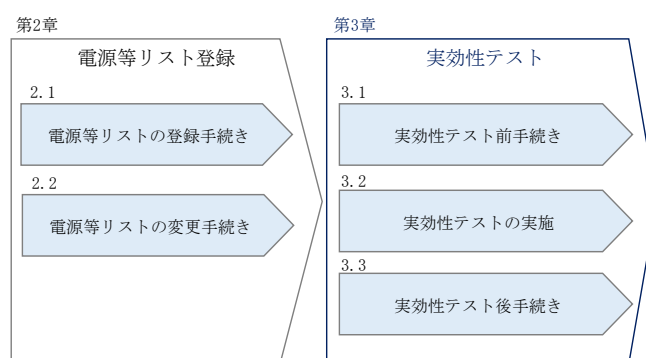


図 3-1 第3章の構成

注1：実効性テストの希望時期について

実効性テストの実施時期については、希望時期（夏季または冬季のいずれか）を選択できます。原則、対象事業者の希望時期に実効性テストを行うこととします。

注2：実効性テストの実施時期と再テストについて

夏季に実効性テストを実施した場合、再テストは夏季1回・冬季1回の計2回、冬季に実効性テストを実施した場合、再テストは冬季1回となります。

注3：実効性テストで発生した電力量(キロワットアワー)の扱いについて

実効性テストにおける電力量は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給または卸電力取引所への入札を通じて適切に提供していただきます。なお、対象事業者が卸電力市場へ入札する場合は、日本卸電力取引所の会員資格手続きや属地一般送配電事業者との発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が必要となります。

注4：実効性テストにおけるバランスンググループの組成について

実効性テストでは、電源等リストに含まれる電源リソース、需要抑制リソースについて、発電バランスンググループ、需要抑制バランスンググループの組成に制約等はありません。

3.1 実効性テスト前手続き

本節では、実効性テスト前手続きについて以下の流れで説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認
- 3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼
- 3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認
- 3.1.4 実効性テスト実施時期の登録

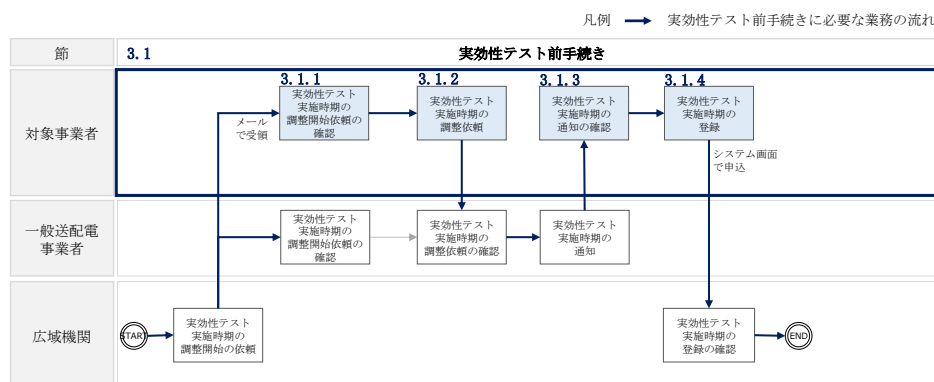


図 3-2 実効性テスト前手続きの詳細構成

3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

本項では、実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認の手続きについて説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領

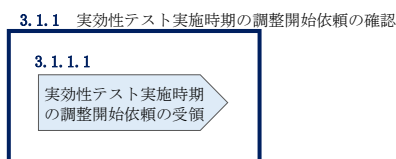


図 3-3 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領

2022年4月10日までに、全ての発動指令電源提供者（市場退出したものを除く）および容量市場へ参加予定の事業者へ、実効性テスト実施時期の調整開始依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼

本項では、実効性テスト実施時期の調整依頼について説明します(図 3-4 参照)。

3.1.2.1 実効性テスト実施時期の調整依頼

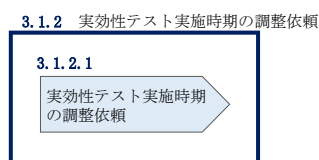


図 3-4 実効性テスト実施時期の調整依頼

3.1.2.1 実効性テスト実施時期の調整依頼

対象事業者は、2022年4月末までに、属地一般送配電事業者に対し、実効性テスト実施の希望時期（夏季または冬季のいずれかを選択できますが、具体的な月日・時間帯を指定することはできません）をメールで連絡します。

なお、属地一般送配電事業者の連絡先のメールアドレスは異なりますので、本機関ウェブサイトにて別途お知らせします。

3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認

本項では、実効性テスト実施時期の通知の確認について説明します(図 3-5 参照)。実効性テストの実施時期の調整後、属地一般送配電事業者から、確定した実施時期が通知されます。

3.1.3.1 実効性テスト実施時期の通知の受領

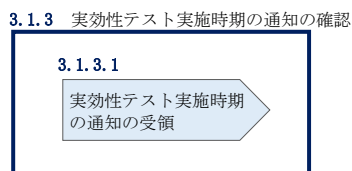


図 3-5 実効性テスト実施時期の通知の確認

3.1.3.1 実効性テスト実施時期の通知の受領

2022年6月10日までに、対象事業者へ、属地一般送配電事業者から確定した実効性テストの実施時期(夏季もしくは冬季)の調整結果がメールで通知されます。

3.1.4 実効性テスト実施時期の登録

本項では、実効性テスト実施時期の登録について説明します(図 3-6 参照)。

3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録

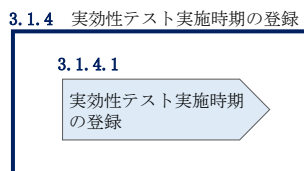


図 3-6 実効性テスト実施時期の登録

3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録

一般送配電事業者から実効性テストの実施時期の調整結果が通知された日からすみやかに、容量市場システムに実効性テストの実施時期を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて、実効性テストに係る項目を入力します。実効性テストの実施時期の登録にあたっては「変更理由」欄に「実効性テストの実施時期の登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします(図 3-7 参照)。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、実効性テストの実施時期の登録の申込は完了していませんので注意してください。

図 3-7 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-1 実効性テスト実施時期の登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	実効性テスト以外の発動実績の利用希望	「無」または「有」にチェック
②	実効性テスト実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・①を「無」とした場合 「夏季」もしくは「冬季」を選択 ・①を「有」とした場合 空欄とする
③	変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・①を「無」とした場合 「実効性テストの実施時期の登録」と記入

No.	項目	記入内容
		・①を「有」とした場合 「実効性テスト以外の発動実績を 利用するため」と記入

※実効性テスト実施時期の登録の時点では、「再テスト希望」の選択は不要です。

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、実効性テストの実施時期を登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、実効性テストの実施時期の登録申込では審査がありませんので、申込完了と同時に電源等情報に反映されます。

注：実効性テストの実施時期を登録できない場合の対応について

実効性テストの実施時期を2022年6月20日までに登録できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

3.2 実効性テストの実施

本節では実効性テストの実施の手続きについて説明します(図 3-8 参照)。

- 3.2.1 実効性テストの実施指令への対応
- 3.2.2 発動実績の算定
- 3.2.3 再テスト実施有無の検討

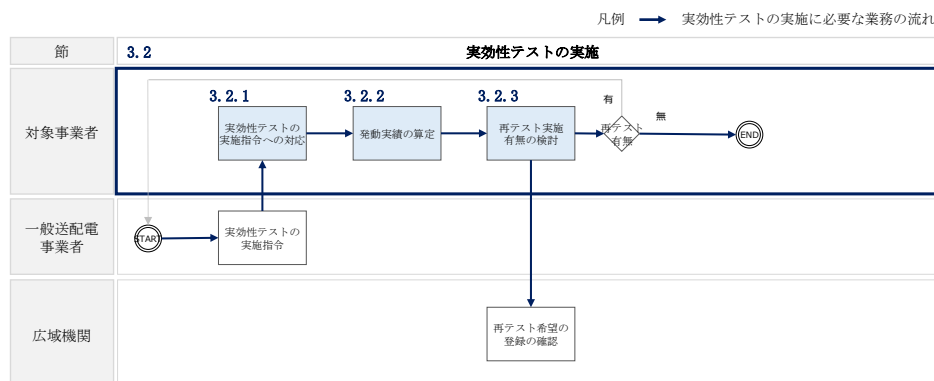


図 3-8 実効性テストの実施の詳細構成

3.2.1 実効性テストの実施指令への対応

本項では、実効性テストの実施指令への対応について説明します(図 3-9 参照)。

- 3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令
- 3.2.1.2 実効性テストの実施

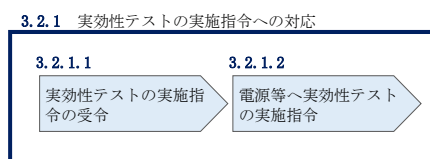


図 3-9 実効性テストの実施指令への対応

3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令

対象事業者は、属地一般送配電事業者から夏季(7月1日～9月30日)もしくは冬季(12月1日～2月末日)の特定の6コマに関して、3時間前までに実効性テストの実施指令をオンライン機能(簡易指令システムを含む)で受令します。

また、実効性テストの実施指令の設定時間は、9時から20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）となります。なお、実効性テストは2日連続で実施する場合があります。

他の発動実績を実効性テスト結果の代替として提出予定で、実効性テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

3.2.1.2 実効性テストの実施

実効性テストの実施指令の受令後、対象事業者は、電源等リストの各リソースより供給力を提供していただきます。

※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映してください。なお、実効性テストにおいて調整力としての精算は行われません。

3.2.2 発動実績の算定

本項では、実効性テスト実施後に行う発動実績の算定について説明します(図 3-10 参照)。

3.2.2.1 事前準備

3.2.2.2 ベースラインの算定

3.2.2.3 発動実績等の算定

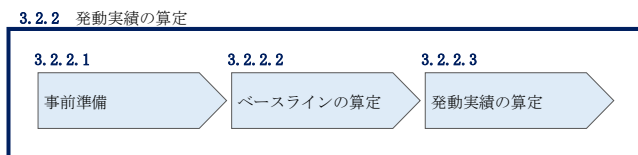


図 3-10 発動実績の算定

3.2.2.1 事前準備

実効性テストを実施した対象事業者は、発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している発電契約者・契約者（託送契約者）から、発電量調整受電電力量および接続供給電力量を取得します。

対象事業者は、以下の情報を取得します。

- ・ 電源等リストに含まれる各地点の発電量調整受電電力量および接続供給電力量（※ 30分値×6コマ）

- ・ ベースライン算定に必要となる接続供給電力量（※ 30分値×指令日前30日分）

注：計量値が取得できない場合の対応について

計量値が取得できない地点がある場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該地点を削除してください。なお、電源等リストから当該地点を削除せずに虚偽の発動実績を報告していることが疑われた場合、本機関は、必要に応じて、提出された情報について報告者に詳細を確認する場合があります。

3.2.2.2 ベースラインの算定

実効性テストを実施した対象事業者は、電源または需要抑制のベースライン（需要端）を算定します。

<電源のベースラインの算定方法>

電源のベースラインは0とします。

<需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法>

DR⁴実施日当日を含まない直近5日間のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間（high 4 of 5）の接続供給電力量を利用し、4日間の接続供給電力量のコマ毎の平均値（＝仮ベースライン）を算定します。

次に、DR実施時間の5時間前から2時間前までの6コマについて、「（DR実施日当日のコマ毎の接続供給電力量）－（仮ベースライン）」の平均値（＝当日調整値）を算定します。

最後に、DR実施時間帯の各コマの接続供給電力量に、当日調整値を加算し、ベースラインを算定します。なお、ベースラインがマイナスになるコマのベースラインは零とします。

需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法については、発動実績算定諸元一覧のエクセルファイルに含まれる「（参考）ベースライン算定用シート」のシートを参考にしてください。なお、報告にあたり当該シートは入力して頂く必要はありません。

⁴ ディモンドレスポンスの略。実効性テストの実施指令のみならず、他の発動実績の算定根拠となる一般送配電事業者から指令に対する需要抑制も含まれます。

注1：DR 実施日当日を含まない直近5日間の対象について

土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、過去の DR 実施日（電源 I' の発動日含む）を除外します。

また、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近5日間の DR 実施時間帯の平均需要量の 25%未滿となる場合も、当該日を除外します（図 3-11 参照）。

注2：4日間の選定方法について

DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合、DR 実施日から最も遠い1日を除外した4日間の接続供給電力量を利用します。ただし、4日分に満たない場合、DR 実施日から過去30日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を加えた4日間の接続供給電力量の平均値を算定された値とします。

それでもなお4日未滿の場合は、平均需要量が総平均値の25%未滿の日から平均需要量が多い日から順に充当する。平均値が同じ日が複数ある場合は、発動日から最も近い日を対象とする。

注3：端数処理について

需要抑制のベースライン（需要端）の算定において、ベースライン（需要端）および計算途中での端数処理は行わない。

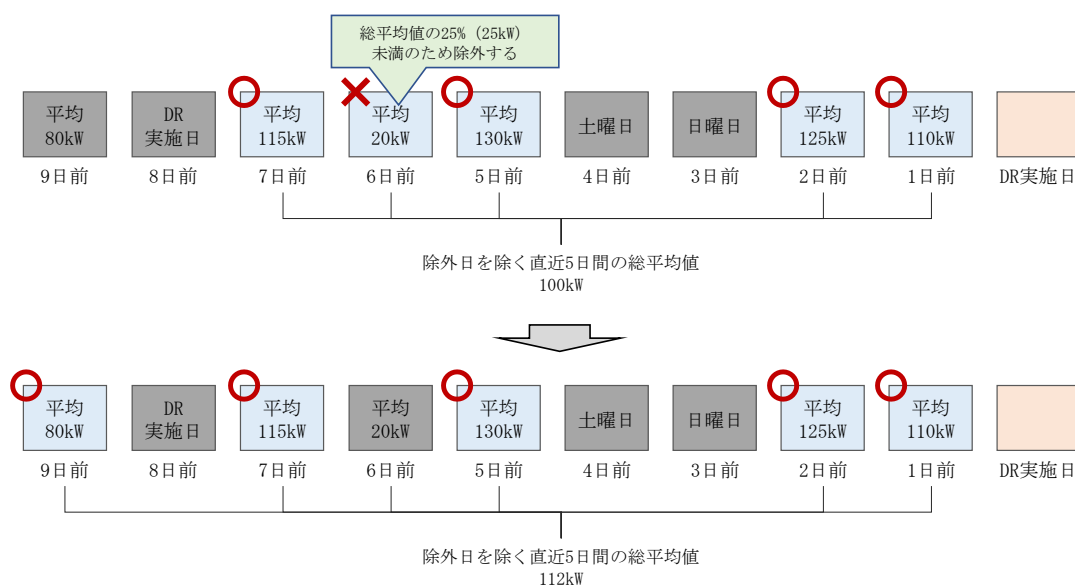


図 3-11 平日のベースライン設定における除外日のイメージ図

3.2.2.3 発動実績等の算定

実効性テストを実施した対象事業者は、電源または需要抑制の発動実績[kWh]を算定したうえで、実効性テスト後の期待容量[kW]を算定します。

<電源の発動実績の算定方法>

コマ毎、地点毎に、発電量調整受電電力量から電源のベースラインの零を減じて、電源の発動実績[kWh]を算定します。

<需要抑制の発動実績の算定方法>

コマ毎、地点毎に、3.2.2.2 ベースラインの算定にもとづき需要抑制のベースライン（需要端）を算定し、当該ベースラインおよび接続供給電力量を当該エリアの電圧区分毎の損失率を考慮した送電端換算値に変換します。変換後のベースライン（送電端）から接続対象電力量（送電端）を減じて、需要抑制の発動実績[kWh]を算定します。

<電源等リスト全体の発動実績の算定方法>

各コマ、各地点の電源の発動実績[kWh]と、各コマ、各地点の需要抑制の発動実績[kWh]を合算し、各コマの電源等リスト全体の発動実績を算定します。

<リクワイアメント未達成量の算定方法>

各コマの電源等リスト全体の発動実績をアセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値で除してコマごとの達成率を算定し、1からコマごとの達成率を減じてコマごとの未達成率（※）を算定します。アセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値にコマごとの未達成率を乗じてコマごとのリクワイアメント未達成量を算定します。

※負値となる場合は零とします。

<実効性テスト未達成量の算定方法>

コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]の6コマの合計値を3で除して実効性テスト未達成量[kW]を算定します。なお、実効性テストを2日連続で行った場合、実効性テスト未達成量[kW]の1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、対象事業者が選択することが出来ます。

<期待容量（実効性テスト後）の算定方法>

・実効性テスト未達成量[kW]=0の場合

各コマの電源等リスト全体の発動実績の6コマの合計値を3で除して、期待容量（実効性テスト後）を算定します。

・実効性テスト未達成量[kW]>0の場合

アセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は実効性テスト前に登録した期待容量）から実効性テスト未達成量[kW]を減じて期待容量（実効性テスト後）を算定します。

注1：kW換算について

各コマ、各地点の電源および需要抑制の発動実績[kWh]の合計値は、6コマ×30分値であるため、kW値に変換するにあたり、6コマの合計値を3で除す必要があります。

注2：端数処理について

- ・ベースライン（送電端）[kWh]…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入
 - ・接続対象電力量（送電端）[kWh]…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入
 - ・コマごとの達成率…小数点第11位を四捨五入
 - ・コマごとの未達成率…小数点第11位を四捨五入
 - ・コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]…有効数字10桁とする
 - ・リクワイアメント未達成量[kWh]…有効数字10桁とする
 - ・実効性テスト未達成量[kW]…小数点以下切り上げ
 - ・期待容量（実効性テスト後）[kW]…小数点以下切り捨て
- ※上記以外は計算途中での端数処理を行わない

3.2.3 再テスト実施有無の検討

本項では、発動実績の算定後に行う再テスト実施有無の検討について説明します(図3-12参照)。

3.2.3.1 再テスト実施有無の検討

3.2.3.2 再テスト希望の登録

3.2.3 再テスト実施有無の検討

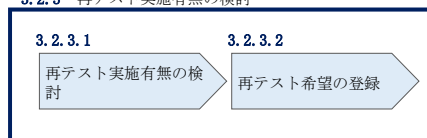


図 3-12 再テスト実施有無の検討

3.2.3.1 再テスト実施有無の検討

実効性テストを実施した対象事業者は、実効性テストの結果を踏まえたうえで実効性テストの再テストの実施有無を検討します。

同時期に再テストを希望する場合には実効性テストの1週間後、別時期に再テストを希望する場合には実効性テストの2か月後を期限とし、属地一般送配電事業者への再テスト希望時期の連絡（属地一般送配電事業者への調整にあたっては、『3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼』から『3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認』までの手続きをご参照ください。）を実施します。その後、すみやかに容量市場システムへの再テスト希望の登録を実施します。属地一般送配電事業者との再テスト希望時期の調整後に行う実効性テストの実施対応手続きは『3.2 実効性テストの実施』をご参照ください。

再テスト申込後に、再テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

注：再テストの回数について

再テストの実施は、夏季および冬季において各1回を上限に受け付けます。属地一般送配電事業者に対して、回数上限を超えて再テストの実施は依頼できません。

3.2.3.2 再テスト希望の登録

実効性テストの再テスト希望を登録する場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて実効性テストに係る項目を入力します。電源等情報の追加登録にあたっては「変更理由」欄に「再テスト希望の登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします（図 3-13 参照）。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、再テスト希望の登録の申込は完了していませんので注意してください。

容量市場システム

ログイン日時: 2020/11/12 15:06
ユーザ名: 7702担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分 発動指令電源 (アグリゲート)

変更区分 実効性テスト実施時期登録・変更

実効性テスト以外の発動実績の利用希望 * 実効性テスト以外の発動実績の利用希望の有無を指定してください。
 有 無

実効性テスト実施時期 実効性テスト実施の時期を指定してください。
1: 夏季

① 再テスト希望 夏季 夏季の再テスト希望の有無を指定してください。
 有 無
冬季 冬季の再テスト希望の有無を指定してください。
 有 無

登録済電源等リスト一覧

削除	No.	電源等リスト名
<input type="checkbox"/>	1	電源等リスト1.xlsx

② 変更理由 * 金角または半角文字で入力してください。
再テスト希望の登録

確認

Copyright ©2020. All Rights Reserved.

図 3-13 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-2 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	再テスト希望	「夏季」または「冬季」にて、「有」をチェック ※2 回目の再テスト実施を希望する場合には、「夏季」「冬季」とも「有」にチェックが入っている状態になる
②	変更理由	「再テスト希望の登録」と記入 再テスト実施時期（夏季もしくは冬季）を記入

※再テスト希望の登録の時点では、「実効性テスト以外の発動実績の利用希望」と「実効性テスト実施時期」の選択は不要です。

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、電源等情報の追加登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、再テスト希望の登録申込では審査がありませんので、申込完了と同時に電源等情報に反映されます。

3.3 実効性テスト後手続き

本節では実効性テスト実施後に行う手続きについて説明します(図 3-14 参照)。

- 3.3.1 発動実績の報告依頼の確認
- 3.3.2 発動実績の報告
- 3.3.3 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果一致)
- 3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果不一致)

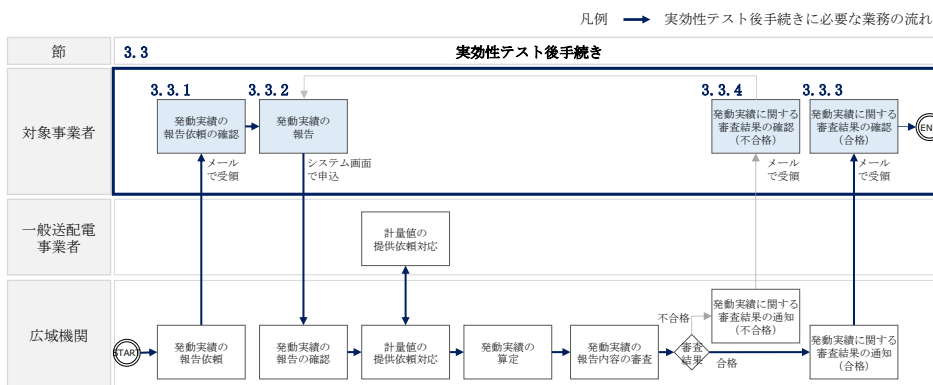


図 3-14 実効性テスト後手続きの詳細構成

3.3.1 発動実績の報告依頼の確認

本項では、発動実績の報告依頼の確認の手続きについて説明します(図 3-15 参照)。

3.3.1.1 発動実績の報告依頼の受領

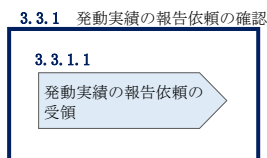


図 3-15 発動実績の報告依頼の確認

3.3.1.1 発動実績の報告依頼の受領

2023年2月10日頃、全ての電源等リスト登録者(市場退出したものを除く)へ、発動実績の報告依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

発動実績(実効性テストによる発動実績もしくは他の発動実績)を報告していない対象事業者は、2023年3月10日までに、発動実績を報告する必要があります。

3.3.2 発動実績の報告

本項では、発動実績の報告について説明します(図 3-16 参照)。2023年3月10日までに、実効性テストによる発動実績もしくは他の発動実績を報告します。

- 3.3.2.1 事前準備
- 3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力
- 3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込
- 3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了

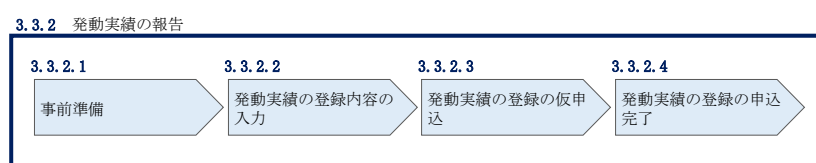


図 3-16 発動実績の報告

注1：発動実績の自主的な報告について

本機関からの発動実績の報告依頼の受領前であっても、発動実績を報告することは可能です。

注2：発動実績の未報告時の対応について

2023年3月10日までに発動実績を報告しない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。ただし、2023年2月に実効性テストを実施し、3月10日までに発動実績が報告できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

また、上記の場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。

注3：実需給年度中の発動実績の報告方法、提出期限については実需給を対象とした業務マニュアルで別途お知らせします。

注1：他の発動実績の報告について

具体的な代替可能となる実績は、対象実需給年度が2024年度～2025年度では、実効性テストの実施年度に発動された電源I’の実績、対象実需給年度が2026年度以降では、一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績が有効となります。例えば、対象実需給年度が2024年度の場合、2022年度に発動された電源I’の実績が報告の対象になります。

他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源I’の指令）に応じた電源等である必要があります。電源I’の実績を代替として利用する場合、電源I’の各リソースが分かる契約書等の写しを容量市場システムに提出していただきます。

また、他の発動実績の算定に用いられた需要抑制のベースラインがhigh 2 of 3やそれ以外の考え方にに基づき算定されている場合には、high 4 of 5に基づきベースラインを再算定したうえで、発動実績を報告してください（high 4 of 5のベースライン算定方法は、『3.2.2.2 ベースラインの算定』をご参照ください）。

注2：2日連続で実効性テストを実施した場合について

実効性テスト未達成量の1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、対象事業者が選択の上、本機関に提出いただきます。ただし、2日間の平均値を選択した場合は1日目、2日目の発動実績等についても報告いただきます。

表 3-3 発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「発動指令電源」と記入
②	事業者名	電源等リストに記入した事業者名を記入
③	事業者コード	電源等リストに記入した事業者コードを記入
④	電源等リストの名称	電源等リストに記入した電源等リストの名称を記入
⑤	エリア名	電源等リストに記入したエリア名を記入

No.	項目	留意点
⑥	(リスト単位の) 系統コード	電源等リストに記入した (リスト単位の) 系統コードを記入
⑦	発動開始日時	発動開始日時を記入
⑧	期待容量[kW]	電源等リストに記入した電源等リスト単位の期待容量[kW]を記入
⑨	発動実績 (電源)	発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 3-4 の記載項目 (電源シート) の記入により自動算定。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を 1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の 10 ファイル目分の実績記入欄に 10 ファイル以上分の実績を合算して入力。
⑩	発動実績 (需要抑制)	発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 3-5 の記載項目 (需要抑制シート) の記入により自動算定。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を 1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の 10 ファイル目分の実績記入欄に 10 ファイル以上分の実績を合算して入力。
⑪	発動実績 (合計)	⑨⑩の記入により自動算定
⑫	コマごとの達成率	
⑬	コマごとの未達成率	
⑭	コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]	
⑮	リクワイアメント未達成量 [kWh]	
⑯	実効性テスト未達成量[kW]	
⑰	期待容量 (実効性テスト後) [kW]	

表 3-4 発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）

No.	項目	留意点
①	受電地点特定番号	電源等リストに記入した受電地点特定番号を記入
②	電源等の名称	電源等リストに記入した電源等の名称を記入
③	B Gコード	電源等リストに記入したB Gコードを記入
④	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分を記入（表 2-7 参照）
⑤	ベースライン[kWh]	「0」で固定（入力不要）
⑥	発電量調整受電電力量[kWh]	属地一般送配電事業者から受領した「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照して記入して下さい。 なお、④を記入した地点については、表 3-6 計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法を参照して記入して下さい。 ※6 コマ分
⑦	発動実績[kWh]	⑥の記入により自動算定

表 3-5 発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）

No.	項目	留意点
①	対象エリアの損失率[%]	属地一般送配電事業者の託送供給等約款を参照して電圧区分ごとに記入
②	需要家名	電源等リストに記入した需要家名を記入
③	電圧区分	地点の供給電圧をもとに電圧区分（低圧、高圧、特高）を記入
④	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分を記入（表 2-7 参照）
⑤	ベースライン（需要端）[kWh]	確定使用量を用いて、3.2.2.2 ベースラインの算定を参照して記入 なお、部分供給の場合は全量の値を用いて算定したベースラインを記入 自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定したベースラインを記入 ※6 コマ分

No.	項目	留意点
⑥	接続供給電力量（需要端）[kWh]	確定使用量を参照して記入 なお、部分供給の場合は全量の値を記入 自己託送地点の場合は小売供給分の値を記入 ※6 コマ分
⑦	ベースライン（送電端）[kWh]	①③⑤の記入により自動算定
⑧	接続対象電力量（送電端）[kWh]	①③⑥の記入により自動算定
⑨	発動実績[kWh]	①③⑤⑥の記入により自動算定

表 3-6 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

No.	計量・仕訳区分	留意点
①	バイオマス（混焼）非 FIT 分	<ul style="list-style-type: none"> ・電源等リストへバイオマス混焼 FIT 調達上限比率を記入した場合は、以下の手順で計量値を算定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグが同じ番号の非 FIT 分、FIT 分の計量値をコマごとに合算 (2)合算値×（100－バイオマス混焼 FIT 調達上限比率[%]）÷100 によりコマごとの非 FIT 分の計量値を算出 (3)非 FIT 分の計量値と(2)で算出した値をコマごとに比較し、小さい方を記入する。 ・電源等リストへ予定比率を記入した場合は、以下の手順で計量値を算定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグが同じ番号の非 FIT 分、FIT 分の計量値をコマごとに合算 (2)合算値×（100－予定比率[%]）÷100 によりコマごとの非 FIT 分の計量値を算出し記入する。
②	バイオマス（混焼）FIT 分	FIT 分の実績は零を記入（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する場合、またはバイオマス比率を零に変更する予定の場合についても①の非 FIT 分の実績が含まれる。）
③	差分計量 非 FIT 分	差分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入
④	差分計量 FIT 分	差分計量により仕訳された FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了することが前提）

No.	計量・仕訳区分	留意点
⑤	按分計量 非FIT分	按分計量により仕訳された非FIT分の計量値であることを、BGコードにより確認し記入
⑥	按分計量 FIT分	差分計量により仕訳されたFIT分の計量値であることを、BGコードにより確認し記入（実需給年度前にFIT制度に基づく買取が終了することが前提）
⑦	部分買取	部分買取により仕訳された計量値について、電源等リストへ登録した地点ごとのBGコードにより確認し記入。なお、部分買取により仕訳された計量値であっても、電源等リストに記載されていない地点（BGコード）については、当該実績分は評価されません。
⑧	自己託送地点	発電計画により仕訳された自己託送以外の計量値であることを、BGコードにより確認し記入

表 3-7 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

No.	計量・仕訳区分	留意点
①	部分供給（全量）	部分供給を受けている需要家は接続供給電力量の全量を記入
②	自己託送地点	自己託送需要以外（小売供給による需要）の接続供給電力量を記入

注1：計量値の取得について

容量提供事業者が託送契約(接続供給契約・発電量調整供給契約等)を締結していない場合、託送契約等を締結している事業者から計量値(発電実績・需要実績)の提供を受ける環境を整えていただく必要があります。

一般送配電事業者から各地点の計量値を取得できるのは、託送契約等を締結している事業者であり、容量提供事業者が託送契約等を締結していない場合、一般送配電事業者から計量値を取得することはできません。

注2：買取上限の設定について

FIT 制度において月単位での買取上限の設定を行う旨申請した上で、非バイオマス発電部分(FIT 買取上限の範囲外)について容量市場へ参加していただきます。

(電力・ガス基本政策小委員会 第30回制度検討作業部会)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/030_04_03.pdf

注3：端数処理について

バイオマス(混焼)非FIT分…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入

3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力

容量市場システムにて、発動実績に関する項目を登録し、発動実績算定諸元一覧をアップロードします。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックして、検索結果が「期待容量情報一覧」に表示されます。次に、「期待容量情報一覧画面」で期待容量を変更したい電源の「期待容量番号」リンクをクリックして、「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。

「期待容量情報変更申込画面」にて、必要項目の入力および書類の追加を行います。期待容量の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由を記入してください(図

3-17 参照)。実効性テストによる発動実績と他の発動実績を提出する場合で「変更理由」の入力内容が異なります（表 3-8、表 3-9 参照）。

書類の追加については、「期待容量情報変更申込画面」の「添付ファイル（追加）」の「ファイル選択」ボタンをクリックして、発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）をアップロードします。

注：実効性テスト後の期待容量について

実効性テスト後の期待容量が容量確保契約容量以上の場合、容量確保契約容量は変更されず、期待容量のみが変更されます。また、実効性テスト後の期待容量が容量確保契約容量を下回る場合、容量確保契約容量および期待容量が変更されます。

なお、メインオークション時に登録していた期待容量と容量確保契約容量が異なる場合も、上記と同様に実効性テスト後の期待容量に変更されます。



図 3-17 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-8 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧
 (実効性テストによる発動実績)

No.	項目	留意点
①	変更後期待容量 (kW)	実効性テストにより算出された期待容量(実効性テスト後) (kW) を入力 ※ 1,000kW 未満の場合も入力
②	実効性テスト・発動実績値登録	「完了」にチェック
③	変更理由	発動実績の種別、実効性テストの実施時期、発動年月日および開始時刻・終了時刻を記入 例) 実効性テストによる発動実績 (2022 年夏季) 2022/08/01 (火) 12:00-15:00

表 3-9 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧
 (他の発動実績)

No.	項目	留意点
①	変更後期待容量 (kW)	他の発動実績(実効性テストの実施年度に発動された電源 I' の実績、もしくは、一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績)を参照し算出された電源等リスト全体の期待容量(送電端換算値) (kW) を入力 なお、発動実績を算定済みではない場合、『3.2.2 発動実績の算定』を参照し他の発動実績を算定してください ※1,000kW 未満の場合も入力
②	実効性テスト・発動実績値登録	「完了」にチェック
③	変更理由	発動実績の種別、他の発動実績の基になる発動指令の発動年月日および開始時刻・終了時刻を記入 例) 他の発動実績(電源 I' の実績) (2022 年発動) 2022/08/16 (水) 12:00-15:00

3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込

入力完了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込確認画面」へ進みます。

「期待容量変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、登録の申込は完了していませんので注意してください。

3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」で内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」で「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

3.3.3 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）

本項では、発動実績に関する審査結果の確認の手続きを説明します(図 3-18 参照)。
対象事業者が申告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致した場合、審査結果および期待容量の変更登録が完了した旨の通知が送付されます。

3.3.3.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

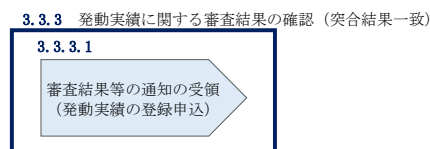


図 3-18 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）

3.3.3.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

発動実績の審査完了後、審査結果を通知するため、3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了で登録された期待容量の申込情報を本機関で変更します。（本機関による変更の際も、申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。）変更の際に「変更後期待容量」欄へ本機関にて評価した期待容量を入力し、提出された発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）と合わせて、本機関による発動実績の審査結果(CSV ファイル)を容量市場システムにアップロードしますので、期待容量の登録が完了した旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されましたら、内容を確認してください。

注：期待容量の値に基づく対応について

容量確保契約書を締結済の発動指令電源は、期待容量が 1,000kW 未満である場合、市場退出（全量退出）となります。また、期待容量が 1,000kW を上回っているものの容量確保契約容量を下回っている場合、容量確保契約容量と期待容量の差分が市場退出（部分退出）となります。本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」の第2章 2.6 と第3章を参照し、すみやかに手続きを行ってください。2023年4月10日までに市場退出の手続きがされない場合、本機関により市場退出の手続きを行います。

容量確保契約書を締結していない発動指令電源について、期待容量が 1,000kW 未満であった場合、調達オークションへの参加や、差替先としての電源等差替ができません。

3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）

本項では、発動実績に関する審査結果の確認の手続きを説明します(図 3-19 参照)。対象事業者が申告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致しなかった場合、審査結果および期待容量の変更登録が否認された旨の通知が送付されます。

3.3.4.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認(突合結果不一致)

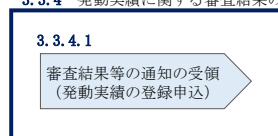


図 3-19 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）

3.3.4.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

発動実績の審査完了後、審査結果を通知するため、3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了で登録された期待容量の申込情報を本機関で変更します。（本機関による変更の際も、申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。）変更の際に「変更後期待容量」欄へ本機関にて評価した期待容量を入力し、提出された発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）と合わせて、本機関による発動実績の審査結果(CSV ファイル)を容量市場システムにアップロードしますので、否認された旨の通知が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されましたら、内容を確認してください。

なお、不一致の理由は「期待容量情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「期待容量審査情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で、検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。

審査結果が不合格となっている期待容量情報の「詳細」リンクをクリックして「期待容量情報審査詳細画面」に進み、「審査内容一覧」の審査コメントを確認します。審査コメントを踏まえて、再度『3.3.2 発動実績の報告』の手続きを実施してください。

注：発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合の対応について

発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。2023年4月10日までに不備が解消されない場合、本機関により市場退出の手続きを行います。

ただし、2023年2月に実効性テストを実施し、4月10日までに不備が解消できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

また、上記の場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、調達オークションの参加や、電源等差替ができません。

Appendix.1 様式一覧

様式 1	発電事業届出書
様式 2	電気工作物変更届出書
様式 3	自家用電気工作物使用開始届出書
様式 4	特定自家用電気工作物接続届出書
様式 5	接続検討回答書
様式 6	工事計画届出書
様式 7	発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表
様式 8	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
様式 9	電源等リスト
様式 10	発電実績算定諸元一覧

様式1 発電事業届出書

様式第31の17（第45条の19関係）

発電事業届出書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

次のとおり発電事業を営みたいので、電気事業法第27条の27第1項の規定により届け出ます。

										備考
主たる営業所				名称						
				所在地						
その他の営業所				名称						
				所在地						
	発電所の名称	設置の場所 (都道府県 市区町村を 記載すること。)	原動力の 種類	周波 数	出力	特定発 電用電 気工作 物の出 力	特定発 電用電 気工作 物の接 続最大 電力	供給 の相 手方	供給の 内容	
電用の電気工作物										
専ら自己の消費の用に供する発電						/	/	/		
						/	/	/		
						/	/	/		
事業開始の予定年月日										
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先										

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
2 一般送配電事業者による一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその

様式2 電気工作物変更届出書

電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり電気工作物の変更をしたい（変更をした）ので、電気事業法第9条第1項（第9条第2項）の規定により届け出ます。

電気事業の用に供する電気工作物		変 更 前	変 更 後	備 考
発 電 電 気 工 作 物 の 物	設置の場所（都道府県市区町村を記載すること。）			
	原 動 力 の 種 類			
	周 波 数			
	出 力			
変 電 電 気 工 作 物 の 物	設置の場所（都道府県市区町村を記載すること。）			
	周 波 数			
	出 力			
送 電 用 の 電 気 工 作 物	設置の場所（都道府県市区町村を記載すること。）			
	電 気 方 式			
	設 置 の 方 法			
	回 線 数			
	周 波 数			
配 電 用 の 電 気 工 作 物	電 圧			
	電 気 方 式			
	周 波 数			
配 電 用 の 電 気 工 作 物	電 圧			
	電 気 方 式			

- 備考1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
- 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
- 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
- 4 当該項目のない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式3 自家用電気工作物使用開始届出書

様式第60

(別紙7)

自家用電気工作物使用開始届出書

番 号
令和 年 月 日

殿

(〒 -)

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

(法人番号:)

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第53条の規定により届け出ます。

電気工作物を設置する 事業場の名称及び所在地	事業場の名称 事業場の所在地(〒 -)
電 気 工 作 物 の 概 要	最大電力 kW 受電電圧 kV 非常用予備発電装置 電圧 V、出力 kW 供給変電所 } 変電所 _____ から譲り受け(借り受け)
使 用 開 始 年 月 日	令和 年 月 日

- (備考)1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 代表者の押印は、省略可能。

様式 4 特定自家用電気工作物接続届出書

様式第 31 の 25 (第 45 条の 28 関係)

特定自家用電気工作物接続届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり特定自家用電気工作物と一般送配電事業者の電線路とを電気的に接続したので、電気事業法第 28 条の 3 第 1 項の規定により届け出ます。

発電所の名称	設置の場所(都道府県市区町村を記載すること。)	原動力の種類	周波数	出力	用途(常用・非常用の別)	逆潮流防止装置の有無	備考
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先							

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 5 接続検討回答書

接続検討回答書

(高圧版)

別添

様式 AP8-20181001

回答日

年 月 日

1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所(住所)	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 (※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります)

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

(2) 系統連系工事の概要(工事費負担金工事以外も含めた全ての工事)

(a) 工事概要図

(b) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(c) 工事の必要性和設備規模：

様式 6 工事計画届出書

(事業場番号)

工事計画届出書

年 月 日

殿

〒
住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 48 条第 1 項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を届け出ます。

様式7 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表

契約書番号:

No.	受電地点明細表(高圧以上)						不備送電 停止日 契約電力	予備送電停止日 契約電力	受電方式	送電所	受電電圧	計量電圧	送電線名称	送電線No.	P.T.位置	契約運用開始日	基準送電日	その他特記事項
	受電地点特定番号	発電者	発電場所	受電地点	契約 受電電力	同時最大 受電電力												

受電地点明細表(高圧以上)

受電地点特定番号	発電者	発電場所	受電地点	契約 受電電力	同時最大 受電電力

様式8 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

通知書様式 A (表面)

経 済 産 業 省

① 番 号
平成28年6月1日

経済産業株式会社
代表取締役社長 経済 太郎 殿

経済産業大臣 名

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)

②

③ 平成28年5月30日付けをもって申請があった上記の件については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定^④したので、通知します。

1. 発電事業者情報

発電事業者名	経済産業株式会社
代表者氏名	経済 太郎
住所	東京都千代田区霞ヶ間××

2. 設備情報

発電設備区分	A:太陽光発電設備(10kW以上)
設備ID	A×××××××15
設備名称	資源太陽光発電所1号
設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ間1-3-1(ほか30筆)
発電出力	1,000kW

⑤

太陽電池製造事業者名	METソーラー株式会社
太陽電池の種類	A1:単結晶のシリコンを用いた太陽電池
太陽電池の変換効率	15.8% (□真性変換効率 ■実効変換効率)
太陽電池の型式番号	MET1100

⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

通知書様式 A (裏面)

3. 条件

平成28年6月1日の翌日から起算して270日後の日(以下、「期限」という。)までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の整注が行われていること、又は、③再生可能エネルギー電気の供給を開始していること、を証する書類(以下、「証拠書類」という。)を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること(必着)。

期限内に証拠書類が提出されない場合、又は期限内に証拠書類が提出された場合でも、審査の結果、証拠書類が上記①及び②、又は③の事実を証するに足りると認められない場合には、本認定は、期限の翌日以降将来にわたり失効します。

また、期限内に証拠書類が提出された場合には、審査が行われている期間中(当該書類の提出から、受理印付き申立書の写し又は失効通知書が到達するまで)は、期限が延長されたものとみなします。ただし、当該期間中の証拠書類の追加提出は認めません。

証拠書類の審査に要する標準処理期間は30日間とします。

なお、期限が270日後の日の場合であって、電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間(以下「接続契約に要する期間」という。)が、180日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して360日後の日まで延長することとし、また、この延長が行われた場合において、接続契約に要する期間が270日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して450日後の日まで延長します。この期限の延長を申し出る場合には、期限までに、別紙2の電力会社による証明書を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること(必着)。

※ このほか、行政機関の休日に関する法律(昭和35年法律第91号)第1条に規定する休日の場合には、暫行日とします。

4. 備考

⑦ (1) 本認定に係る申請の到達日は平成28年4月1日であったため、当該日付時点の運用基準により審査しました。

⑧ (2) 法第6条第1項の経済産業大臣の認定、又は、平成24年経済産業省告示第139号に規定する法第6条第4項に規定する経済産業大臣の要する認定への該当の有無: 有 無

(3) 運転開始後1か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。なお、本設備については、以下のID、パスワードを用いた電子報告が原則となりますので、専用ページ(<http://www.fit.go.jp/>)からログインの上、提出をお願いします。

⑨ ログインID: 12345678
パスワード: ABCDEFG

⑩ (4) 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無: 有 無

＜参考＞
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式8 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

通知書様式B（表面）

平成28年6月1日

経済産業株式会社
経済 太郎 殿

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

平成28年4月1日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定がなされましたので、通知します。

記

1. 認定手続きに係る事項

担当経済産業局	関東経済産業局
認定日	平成28年6月1日
手続番号	関東第100号

2. 発電事業者情報

発電事業者名	経済産業株式会社
代表者氏名	経済 太郎
住所	東京都千代田区霞ヶ関××

3. 設備情報

発電設備区分	S：太陽光発電設備のみ
設備ID	S××××××C15
設備名称	資源太陽光発電所1号
設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ関××
配線方法	余剰配線
設備 発電出力	8.0kW
仕様 太陽電池製造事業者名	METソーラー株式会社
⑥ 太陽電池の種類	A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池

通知書様式B（裏面）

太陽電池の変換効率	15.8%（ <input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input checked="" type="checkbox"/> 実効変換効率）
太陽電池の型式番号	MET1100

⑦ ※上記の太陽電池型式番号の他、3つの型式番号を認定

4. 備考

⑧ (1) 本認定に係る申請の到達日は平成28年4月1日であったため、当該日付時点の運用基準により審査されました。

⑨ (2) 法第9条第1項の経済産業大臣の認定、又は、平成24年経済産業省告示第139号に規定する法第6条第4項に規定する経済産業大臣の要員の認定への該当の有無：有 無

(3) 運転開始後1か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。

(4) 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無：有 無

様式 10 発動実績算定諸元一覧
発動実績シート

様式10 発動実績算定諸元一覧

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
(リスト単位の) 系統コード	
発動開始日時	
期待容量[kW]	

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄						実効性テスト時のみ有効		
コマごとの達成率						コマごとの未達成率						コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]						リクワイアメント未達成量[kWh]	実効性テスト未達成量[kW]	期待容量(実効性テスト後)[kW]
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄					
発動実績(合計)[kWh]						発動実績(電源)[kWh]						発動実績(需要抑制)[kWh]					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注意事項 ※1電源等リストにつき、発動実績が複数のファイルに跨る場合は、1ファイル目の発動実績シートのみ2ファイル目以降の実績を以下の欄に手入力願います。

(2ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(3ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(4ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(5ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(6ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(7ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(8ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(9ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(10ファイル目)※ ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

※10ファイル目以降の発動実績がある場合は、10ファイル目以降の合算値を入力

電源シート

発動実績算定諸元一覧

・入力は、10,000件までとなっております。10,000件を超える場合には、別ファイルを作成してください。

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源（電源）
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
(リスト単位の) 系統コード	
発動開始日時	

注意
事項

・電源等リストに電源として
登録した地点を全て記載

・同左

・固定値

・ kWh値を入力

・ 自動算定欄

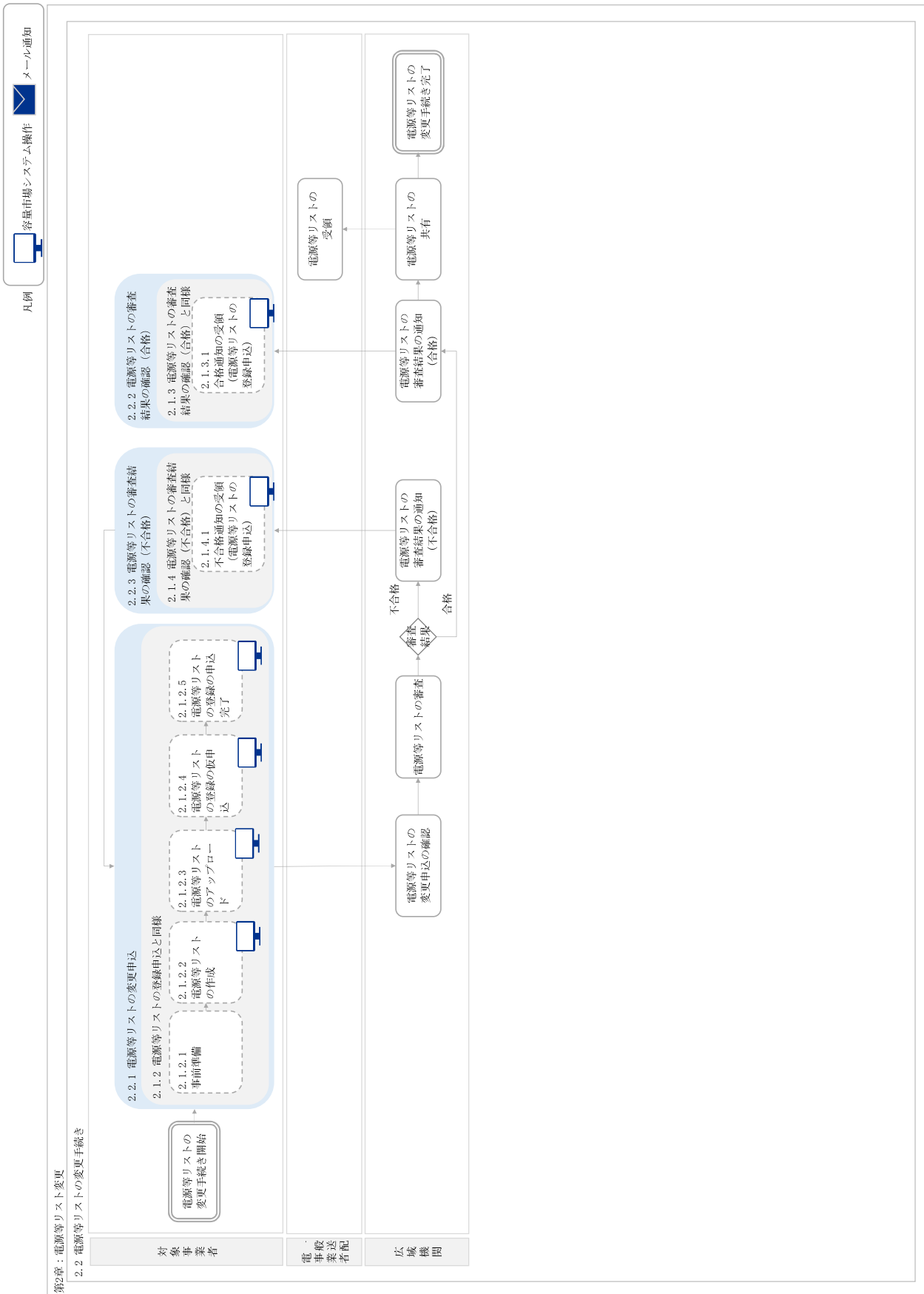
No.	受電地点特定番号	電源等の名称	BGコード	計量・仕訳区分	ベースライン[kWh]						発電量調整受電電力量[kWh]						発動実績[kWh]					
					1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
1					0	0	0	0	0	0												
2					0	0	0	0	0	0												
3					0	0	0	0	0	0												
4					0	0	0	0	0	0												
5					0	0	0	0	0	0												
6					0	0	0	0	0	0												
7					0	0	0	0	0	0												
8					0	0	0	0	0	0												
9					0	0	0	0	0	0												
10					0	0	0	0	0	0												
11					0	0	0	0	0	0												
12					0	0	0	0	0	0												
13					0	0	0	0	0	0												
14					0	0	0	0	0	0												
15					0	0	0	0	0	0												
16					0	0	0	0	0	0												
17					0	0	0	0	0	0												
18					0	0	0	0	0	0												
19					0	0	0	0	0	0												
20					0	0	0	0	0	0												

Appendix. 2 図表一覧

図 1-1 実効性テストの手続きの全体像とスケジュール	5
図 1-2 実効性テストに係る手続き	6
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）	8
図 2-1 第2章の構成	9
図 2-2 電源等リストの登録手続きの詳細構成	10
図 2-3 電源等リストの提出依頼の確認	10
図 2-4 電源等リストの登録申込	11
図 2-5 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	25
図 2-6 電源等リストの審査結果の確認（合格）	27
図 2-7 電源等リストの審査結果の確認（不合格）	28
図 2-8 電源等リストの変更手続きの詳細構成	30
図 2-9 電源等リストの変更申込	31
図 2-10 電源等リストの審査結果の確認（合格）	33
図 2-11 電源等リストの審査結果の確認（不合格）	34
図 3-1 第3章の構成	35
図 3-2 実効性テスト前手続きの詳細構成	36
図 3-3 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認	36
図 3-4 実効性テスト実施時期の調整依頼	37
図 3-5 実効性テスト実施時期の通知の確認	37
図 3-6 実効性テスト実施時期の登録	38
図 3-7 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	39
図 3-8 実効性テストの実施の詳細構成	41
図 3-9 実効性テストの実施指令への対応	41
図 3-10 発動実績の算定	42
図 3-11 平日のベースライン設定における除外日のイメージ図	44
図 3-12 再テスト実施有無の検討	47
図 3-13 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	48
図 3-14 実効性テスト後手続きの詳細構成	50
図 3-15 発動実績の報告依頼の確認	50
図 3-16 発動実績の報告	51
図 3-17 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ	60
図 3-18 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）	63
図 3-19 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）	64

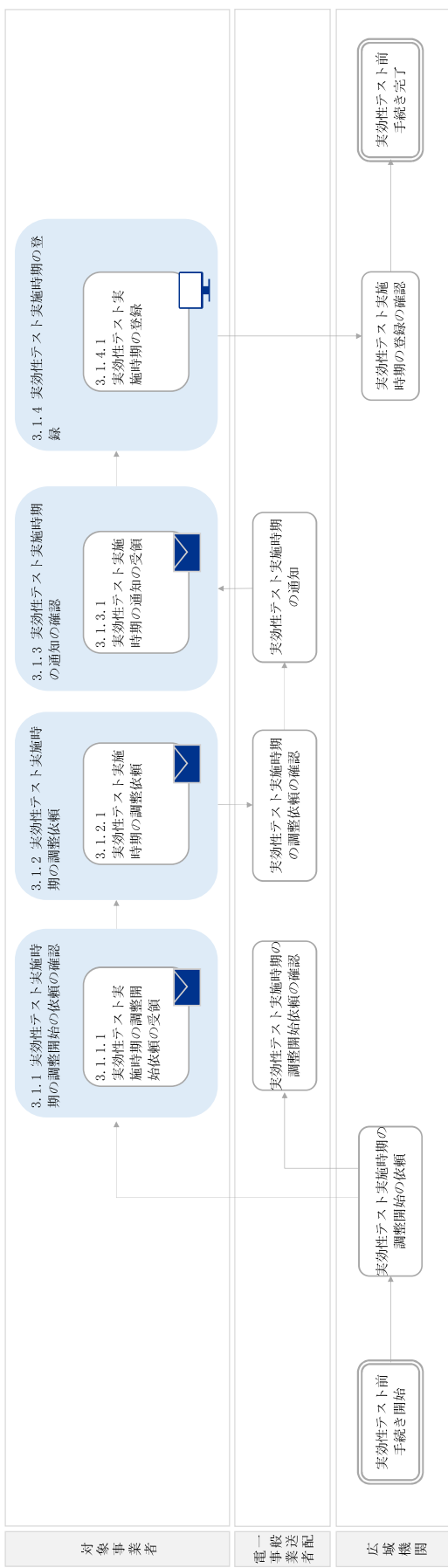
表 2-1 発動指令電源（電源）に係る提出書類一覧.....	13
表 2-2 発動指令電源（需要抑制）に係る提出書類一覧.....	14
表 2-3 電源等リストの記載項目一覧（共通）.....	16
表 2-4 電源等リストの記載項目一覧（電源）.....	17
表 2-5 電源等リストの記載項目一覧（需要抑制）.....	20
表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項.....	21
表 2-7 計量・仕訳区分.....	22
表 2-8 電源等リスト提出時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目.....	25
表 3-1 実効性テスト実施時期の登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目.....	39
表 3-2 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目.....	49
表 3-3 発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）.....	53
表 3-4 発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）.....	55
表 3-5 発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）.....	55
表 3-6 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法.....	56
表 3-7 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法.....	57
表 3-8 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧（実効性テストによる 発動実績）.....	61
表 3-9 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧（他の発動実績）.....	61

Appendix.3 業務手順全体図



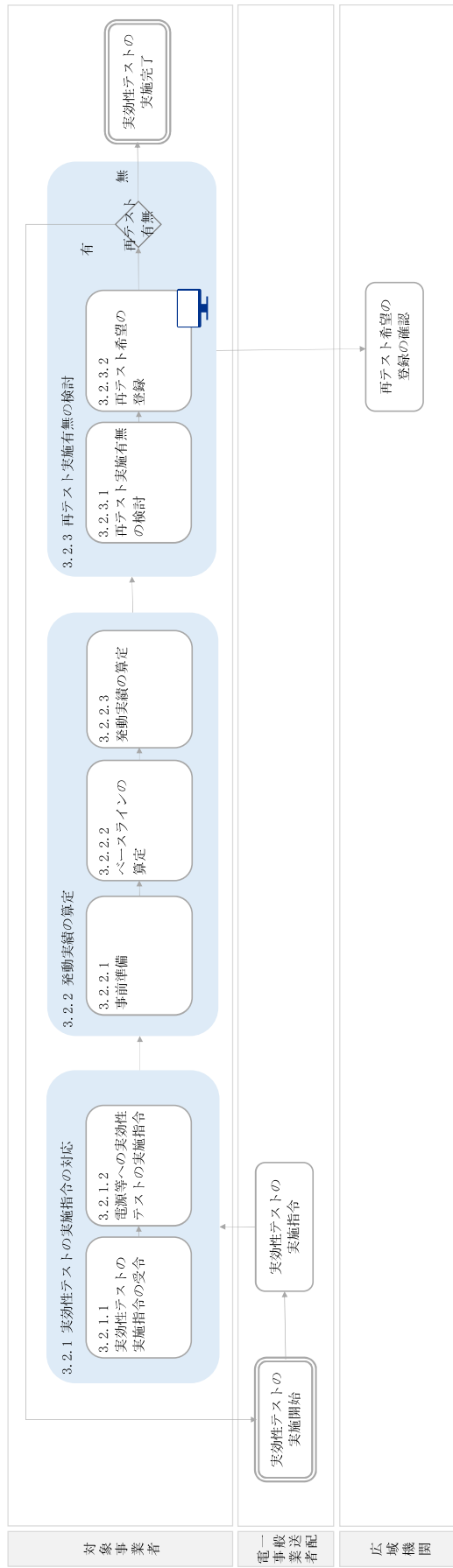
第3章：実効性テスト

3.1 実効性テスト前手続き



第3章：実効性テスト

3.2 実効性テストの実施



容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2024 年度)の改定版公表について

＜容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2024 年度)＞について、内容を一部改定※した資料を以下に公表いたします。

容量市場では、2022 年度に実施を予定している実効性テスト、および実需給年度(2024 年度)の発動指令への対応後のアセスメントにおける、需要抑制(DR)のベースラインの当日調整対象時間について、第 34 回容量市場の在り方等に関する検討会で議論を行い、「DR 実施時間の 4 時間前から 1 時間前まで」から「5 時間前から 2 時間前まで」へ変更することとしました。容量市場では、募集要綱や約款等をあらかじめ公表した上でオークションを実施することを踏まえると、その後生じた制度変更等の適用は限定的であるべきと考えられます。検討の経緯は以下「ベースラインの当日調整対象時間の変更について」のリンク先資料をご確認ください。

具体的には、「容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2024 年度)」において、ベースラインの当日調整対象時間を「DR 実施時間の 4 時間前から 1 時間前まで」としておりましたが、「5 時間前から 2 時間前まで」に変更します。

※改定箇所は以下の通りです。

内容は別紙 3 を参照。

＜容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2024 年度)＞

- P43 3.2.2.2 ベースラインの算定＜需要抑制のベースライン(需要端)の算定方法＞
改定前:DR 実施時間の 4 時間前から 1 時間前まで(対象実需給年度 2024 年度の場合)
改定後:DR 実施時間の 5 時間前から 2 時間前まで
- 様式 10 発動実績算定諸元一覧(参考)ベースライン算定用シート ②③
改定前: 4 時間前～1 時間前
改定後: 5 時間前～2 時間前

なお、本マニュアル改定の経緯については、以下リンク先資料をご確認ください。

[ベースラインの当日調整対象時間の変更について](#)

内容は別紙 5 を参照。

[第 34 回容量市場の在り方等に関する検討会での配布資料](#)

・資料 4 容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)について

第 34 回 容量市場の在り方等に関する検討会 配布資料へのリンク追記

ベースラインの当日調整対象時間の変更について

容量市場では、2022年度に実施を予定している実効性テスト、および実需給年度（2024年度）の発動指令への対応後のアセスメントにおける、需要抑制（DR）のベースラインの当日調整対象時間について、第34回容量市場の在り方等に関する検討会（以下、本検討会）で議論を行い、以下の通り変更することとしました。

・変更内容

ベースラインの当日調整対象時間

改定前：DR実施時間の4時間前から1時間前まで

改定後：DR実施時間の5時間前から2時間前まで

・検討内容

容量市場では、募集要綱や約款等をあらかじめ公表した上でオークションを実施することを踏まえると、その後に生じた制度変更等の適用は限定的であるべきと考えられます。

一方、制度変更が制度の不具合を考慮したものであることや、容量市場の実需給年度以前から適用されていること、対象となる事業者に過度な不利益変更とならないことのような場合において、変更の適用について検討を行うこともあり得るものと考えられます。

対象となる発動指令電源の契約事業者に対して本件について意見を求めたところ、全事業者から、「5時間前から2時間前まで」へ変更することに関して、対応が可能であるとの回答をいただきました。また、本検討会において今回の変更の適用の是非について議論を行いました。これらを踏まえて容量確保契約約款および容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）等について、ベースラインの当日調整対象時間を「5時間前から2時間前まで」に変更することといたしました。

容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）
初版発行時の扱い

2021年11月17日
電力広域的運営推進機関

ベースラインの当日調整対象時間について

容量市場では、2022年度に実施を予定している実効性テスト、および実需給年度（2024年度）の発動指令への対応後のアセスメントに関し、容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度）において、需要抑制（DR）のベースラインの当日調整対象時間を2019年4月1日付け「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（ERABガイドライン）を参考に「DR実施時間の4時間前から1時間前まで」と定めています。（容量確保契約約款の別紙においても「DR実施時間の4時間前から1時間前まで（対象実需給年度2024年度の場合）」と定めています。）

一方、ERABガイドラインは2020年6月1日付けでベースラインの当日調整対象時間を「DR実施時間の5時間前から2時間前まで」に改定しています。

また、「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集において、ベースラインの当日調整対象時間の扱いについてご意見をいただいております。

当該ベースラインの当日調整対象時間については、ERABガイドライン改定の経緯等を踏まえ、容量市場の在り方等に関する検討会で検討します。